

九十九里町地域福祉計画 九十九里町地域福祉活動計画

— 令和3～7年度 —



令和3年3月

九十九里町
九十九里町社会福祉協議会

はじめに



近年、人口減少の進行、少子高齢化や核家族化の進展に伴うライフスタイルの多様化等により、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域の状況は大きく変容しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大や全国各地で発生している大規模な自然災害の影響により、今後更に地域の福祉課題が多様化・複雑化していくことが想定されます。

このような中で、あらためて人と人とのつながりを見つめ直し、役場と住民の皆さまや各種団体、事業者等が、「自助・互助・共助・公助」の連携と協働により、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを推進していく必要があります。

このため、地域福祉の充実のため「九十九里町地域福祉計画」を策定いたしました。本計画では「支え合って共に育む ころろつながるまち 九十九里」を基本理念に、地域共生社会の実現に向け、住民の皆さまや関係機関等と連携し、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました住民の皆さま、九十九里町地域福祉計画策定委員会の皆さまに深く感謝するとともに、今後とも地域福祉の推進にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

九十九里町町長 大矢 吉明

はじめに



町民の皆さまには、日頃から社会福祉協議会の運営並びに事業に関しまして、ご理解いただきますとともに、ご支援ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

九十九里町社会福祉協議会は、地域の皆さまの助け合い組織として創設され、昭和60年に社会福祉法人の認可を受け、以来、自治区連絡協議会、民生委員児童委員協議会をはじめとした社会福祉団体、ボランティア、行政機関とともに地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

近年、急速な少子高齢化の進展や核家族化に伴い、人口の年齢構成は大きく変化し各種活動の担い手不足、地域における人と人とのつながりの希薄化、それに伴う近隣同士の支え合い機能の低下、また経済的問題による生活困窮など、地域の抱える課題は複雑多様化しており、地域福祉を取り巻く環境もめまぐるしく変化しております。

こうした状況を踏まえ、これからの九十九里町の地域福祉のあるべき姿、進むべき方向性と、それを推進するための活動及び事業を「地域福祉計画、地域福祉活動計画」として策定いたしました。

九十九里町に生まれ育ち、この町で安心して住み続け一生を終えるためには、隣近所、地域の皆さま同士の支え合いが必要不可欠であることから、社会福祉協議会といたしましては、そのための基盤づくりを推進するためにボランティアをはじめとする町民の皆さま、自治会、行政、関係機関等との連携を図りながら、本計画に基づいて事業展開をしてまいります。

終わりに、本計画策定にご協力いただきました策定委員の皆さまをはじめ、地域懇談会やアンケート調査において貴重なご意見をいただきました住民の皆さま、関係団体等多くの皆さまに心から感謝申し上げます、あいさつといたします。

令和3年3月

社会福祉法人 九十九里町社会福祉協議会

会長 杉田 慎一郎

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画策定の目的	2
2. 地域福祉とは	3
3. 地域共生社会とは	4
4. 計画の位置づけ	5
5. 計画期間.....	6
6. 計画の対象.....	6
7. 計画の策定・推進体制	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1. 人口動向等	10
2. 地域福祉に関するアンケートからみられる状況.....	16
3. 地域懇談会での話し合いからみられる地域の状況.....	28
4. 社会動向.....	30
5. 福祉課題の整理.....	33
第3章 計画の基本方向	35
1. 基本理念と基本姿勢.....	36
2. 基本目標.....	37
3. 基本目標と施策体系	38
第4章 地域福祉計画	39
基本目標1 地域を思う心・地域福祉を担う人づくりの推進	40
基本目標2 地域共生社会を目指した生活支援の推進	44
基本目標3 安心な暮らしを守る支援の推進.....	50
第5章 九十九里町地域福祉活動計画	57
1. 九十九里町地域福祉活動計画の策定にあたって	58
2. 社会福祉協議会事業の概要・実施状況.....	60
3. 基本目標.....	70
4. 横断する福祉課題への取組み(重点施策)	75
第6章 資料編	77

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の目的

近年、少子高齢化や核家族化の進行、さらには暮らしにおける人と人との結びつきの弱まりや人間関係の希薄化を背景として、価値観の多様化、格差の拡大等により地域社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

また、そうした状況の中で、生活不安による生活困窮者の増加、引きこもりや8050問題、自殺、孤独死、虐待、子育て不安等深刻な社会問題が発生しております。

さらに、災害時への対応も重要な課題であり、地域の生活課題・福祉課題は多様で複雑化してきています。

こうした様々な課題に対処し、対応していくためには行政による公的サービスの充実だけでは困難であることから、住民や各種団体、事業者が相互に助け合い、協働で地域福祉を推進していく仕組みを構築することが重要です。

国では、高齢者や障がい者、子ども等全ての人々が暮らしと生きがいを共に創り高めあう「地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進しています。さらに、平成30年4月に施行された改正社会福祉法で、市町村地域福祉計画は福祉の各分野の上位計画として位置付けられ、地域福祉の重要性が示されました。

このような状況を踏まえ、町では誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民、各種団体、事業者等との協働による地域福祉の充実を図るため、本計画を策定するものです。

2. 地域福祉とは

地域で安心して生活していくためには、行政によるサービスの提供だけではなく、地域の人達がお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

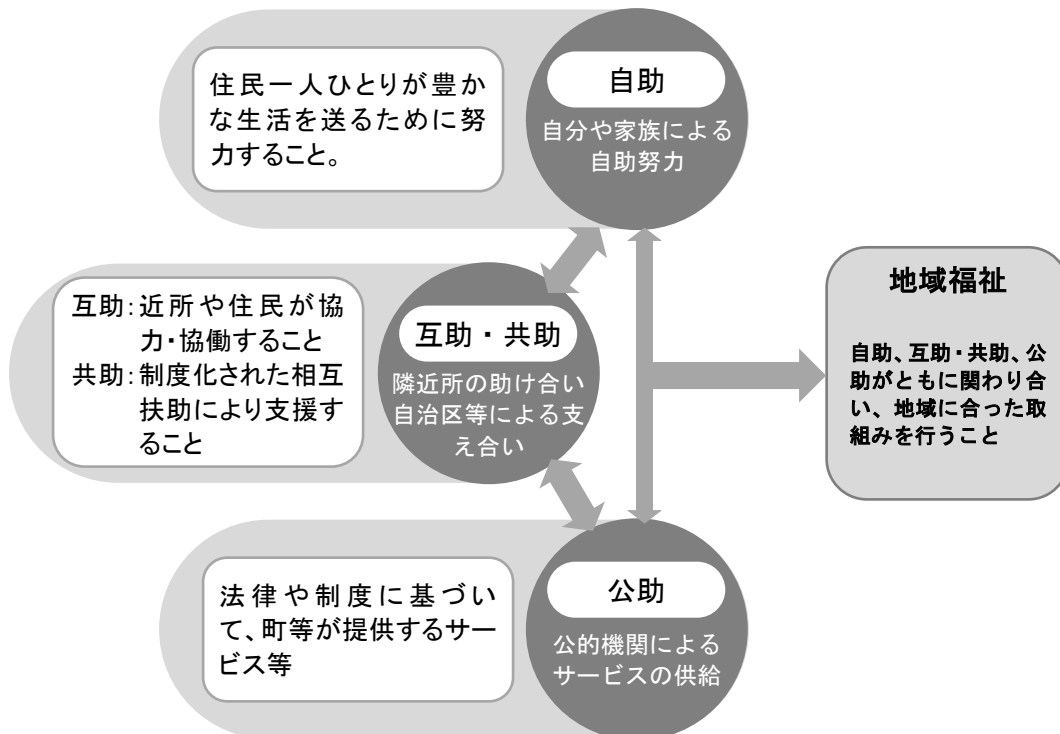
「社会福祉」は、支援を必要とする特定の人に向けた福祉の考えですが、「地域福祉」は、特定の人に限定せず、地域に住む誰もが幸せで安心な暮らしを送ることができる地域をつくっていくための取組みのことをいいます。

地域福祉を推進するためには、住民、ボランティア団体、NPO法人、事業者、社会福祉協議会、行政が連携し合いながら一体となって地域の「福祉力」を向上させていくことが重要です。

また、隣近所や地区・自治区等、住民に最も身近な活動から全町的な活動まで、取組み内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりが重要となります。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力(自助)があり、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動(互助・共助)、町が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組み(公助)がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させて補完しあうことにより、はじめて実現することができます。

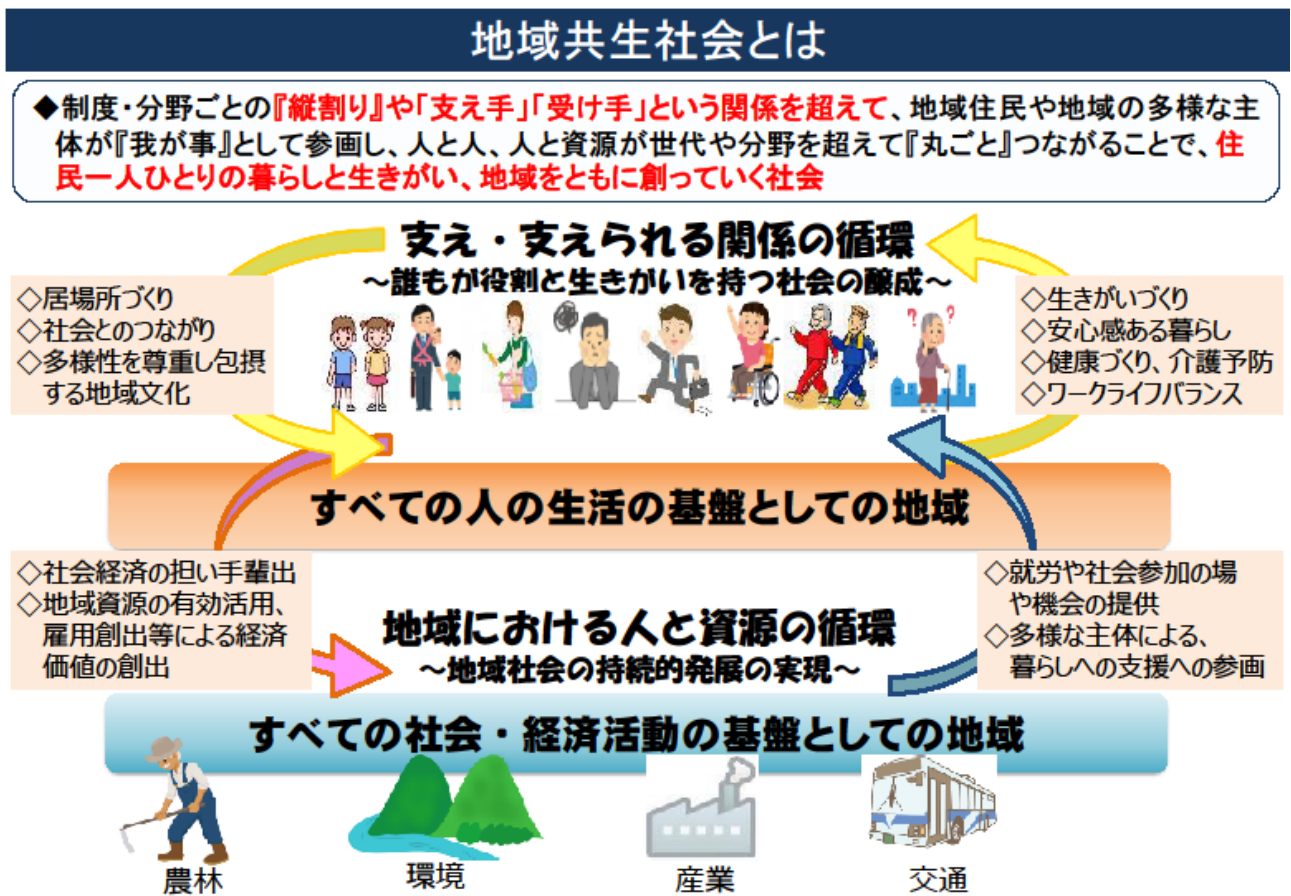
地域福祉推進の基本視点



3. 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、『「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる』社会です。このため、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくりと、制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

「地域共生社会」の概要



出典：厚生労働省資料

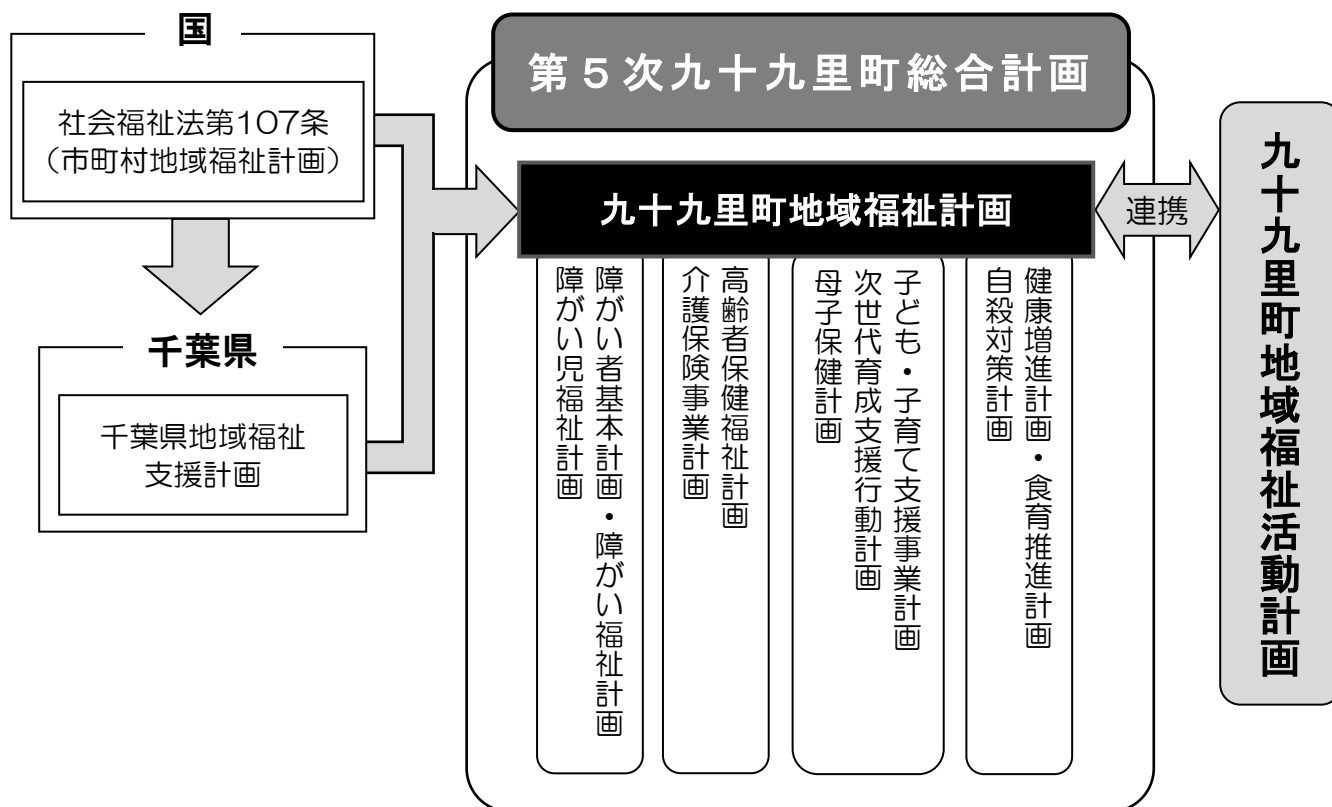
4. 計画の位置づけ

「九十九町地域福祉計画」は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に定める市町村地域福祉計画として策定するもので、「第5次九十九里町総合計画」を最上位計画とし、地域福祉推進の基本理念や取組みの方向性を示す計画です。また、高齢者、障がい者、子ども・子育て支援等各福祉分野別計画の上位計画として位置づけられるため、各計画との整合性を図ります。

「九十九里町地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉を推進するうえでの実践的な計画として九十九里町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が策定する計画です。町地域福祉計画の基本理念やビジョンを踏まえつつ、社協が住民や関係機関と連携し、具体的な取組みを示します。

本計画では、「九十九里町地域福祉計画」と「九十九里町地域福祉活動計画」を町と社協が一体的となって策定し、実効性のある計画の推進に努めます。

計画の位置づけ



5. 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年計画とします。



6. 計画の対象

地域福祉計画は、住民・町をはじめ関係団体・関係機関・事業者との指針であることから、特定の対象者ということではなく、すべての住民が支え手であり、支援を必要とするすべての住民を対象とします。

7. 計画の策定・推進体制

(1) 計画の策定体制

策定にあたっては、地域福祉に関するアンケート、地域懇談会を行い、住民のニーズと地域の状況把握に努めました。また、パブリックコメントを実施し、住民からのご意見を反映して、地域福祉計画策定委員会により、検討・協議いただき、策定しました。

(2) 計画の推進に向けて

計画は、住民・関係団体・関係機関・事業者等と十分な連携を図り、町及び町社協と地域が協働で推進します。

①町と社協等との連携強化

計画の実現に向け、社協と十分に連携して推進していくため、福祉課題の共有や解決方法の検討等を定期的に協議する場を確保します。

あわせて、社協をはじめ、町内の社会福祉法人や福祉サービス事業所、関係団体、事業所等との積極的かつ有機的な連携を図ります。

②情報提供と周知

住民が保健福祉等のサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法には十分な配慮を行っていきます。

③情報共有と個人情報保護

より質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくため、サービス利用者に関する個人情報を町、関係機関、事業者等で共有することが必要です。そのため、マイナンバーをはじめとする個人情報の漏えいや不正利用防止に向けた情報管理を徹底します。

(3) 地域福祉を担う主な推進主体の役割

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしていくためには、地域の資源を活用して地域福祉の推進を図っていく必要があります。そのため、住民や町、社協、福祉関係団体、民間団体等の多様な主体が参画し、それぞれの役割を担いながら協働で取り組んでいくことが期待されます。

①住民の役割

住民一人ひとりが地域福祉に対する意識を高め、地域の一員である自覚をもつことが大切です。地域の担い手として地域活動に積極的に参加する役割が期待されます。

②町の役割

福祉課題を把握した上で、地域福祉計画に基づき、関係各課・関係団体等と協働で施策を計画的に推進します。

住民が主体となって福祉課題の抽出や課題解決に取り組む環境づくりをはじめ、包括的に受け止める相談体制の構築等に取り組みます。

③社協の役割

社協は、地域福祉を推進する中心的な団体として、各種社会福祉事業の企画・実施や福祉活動への住民の参加促進等、地域に密着した活動を積極的に継続して実施していくことが求められます。そのための指針として、地域福祉活動計画を策定し、推進します。

④福祉関係の事業所・団体等に期待される役割

平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人は地域における公益的な取組みの実施に関する責務が規定されました。各種社会福祉事業や公益事業を実施していますが、地域の一員として福祉課題の把握等の役割を担うことが期待されます。

福祉関係団体は、専門職の育成や各種活動に参画して、地域福祉の充実に努めることが期待されています。そして、関係機関等の連携強化を図りながら、課題解決への取組みが求められます。

⑤民生委員児童委員に期待される役割

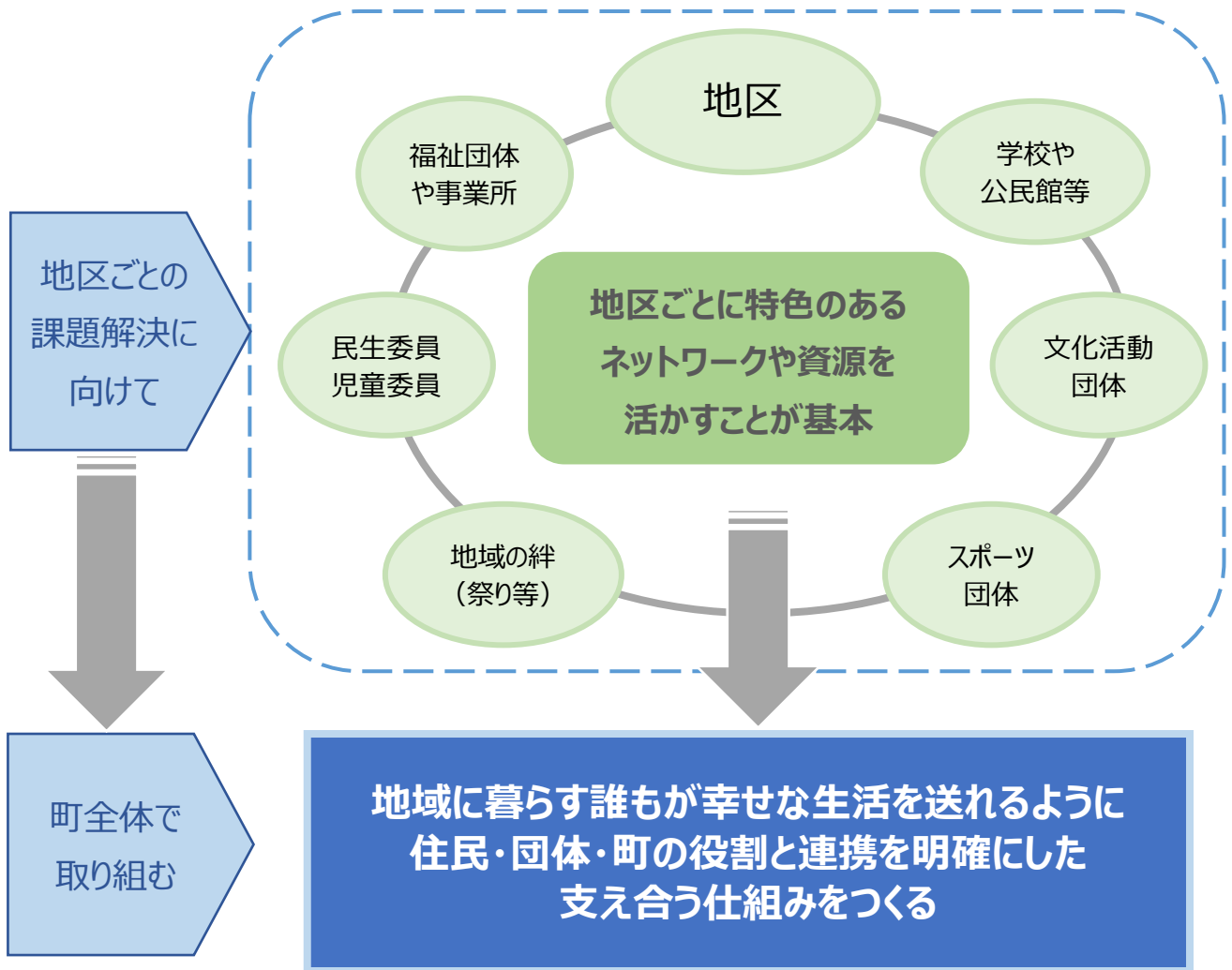
民生委員児童委員は、担当地区等において、住民の暮らしと困りごとの把握、要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談支援を行うなど、地域と町の関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。福祉課題の複雑化や高齢者世帯の増加により、地域の状況に応じた様々な活動が期待されています。

⑥ボランティア団体やNPO等に期待される役割

地域福祉の担い手として、地域におけるニーズを把握し、それぞれの特長や能力、資源等を生かした活動が期待されています。

⑦自治区や地区社会福祉協議会に期待される役割

自治区や地区社会福祉協議会は、住民に最も身近な組織であり、住民同士が互いに支え合う意識を高め、町や社協等と連携しながら、地域の見守りや防犯・防災をはじめ、環境美化や健康づくり等様々な地域活動に取り組むことが期待されています。



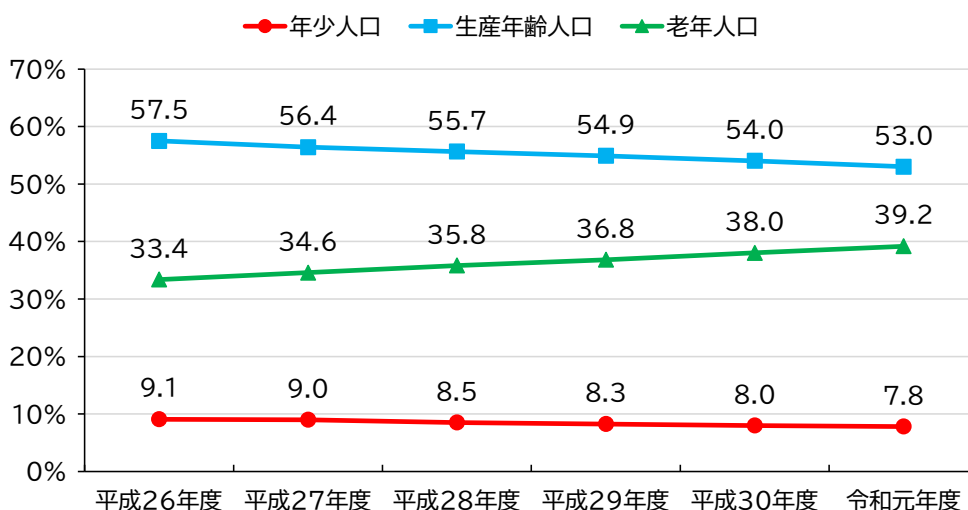
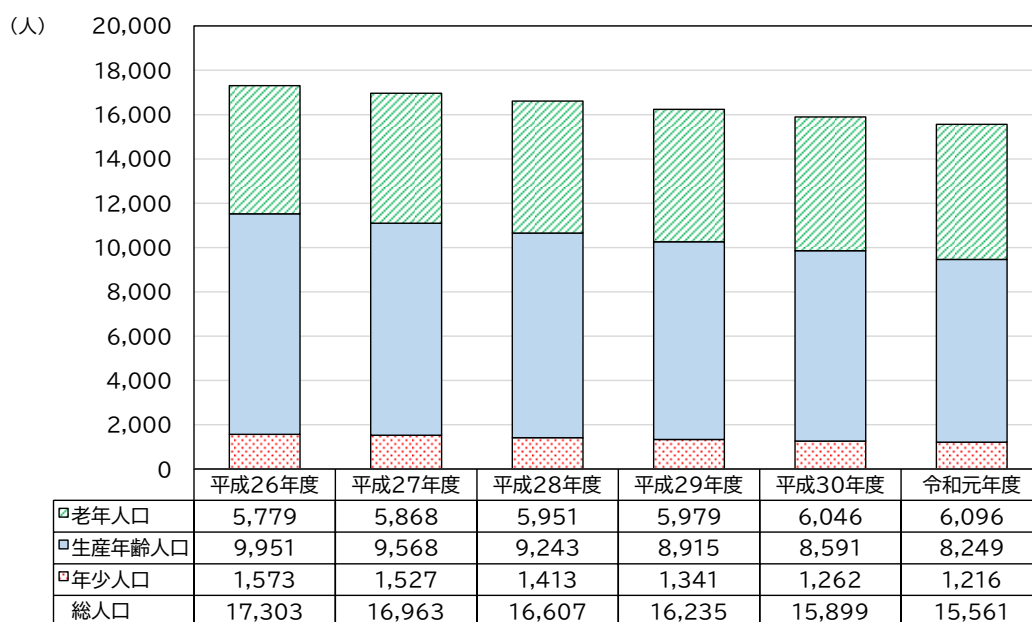
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口動向等

(1) 人口減少と高齢化の進行

町の総人口は平成26年度の17,303人から令和元年度は15,561人と減少傾向で推移しています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口の構成比は、平成26年度の57.5%から令和元年度は53.0%と減少しています。65歳以上の高齢者人口は、令和元年度は6,096人と平成26年度の5,779人より増加傾向にあり、構成比も33.4%から39.2%と増加しています。

人口と人口構成の推移（各年度末）



(住民基本台帳) ※総人口に対する割合(年齢不詳は除く)

令和元年度の総人口は15,561人で、地区別では片貝地区が7,332人、豊海地区が6,483人、作田地区が1,746人で片貝地区が47.1%を占め、豊海地区が41.7%、作田地区が11.2%となっています。地区別の高齢者人口6,096人の分布は、片貝地区が2,877人、豊海地区が2,540人、作田地区が679人となっており、町全体の高齢化率は39.2%で、全3地区ともほぼ同様の割合となっています。

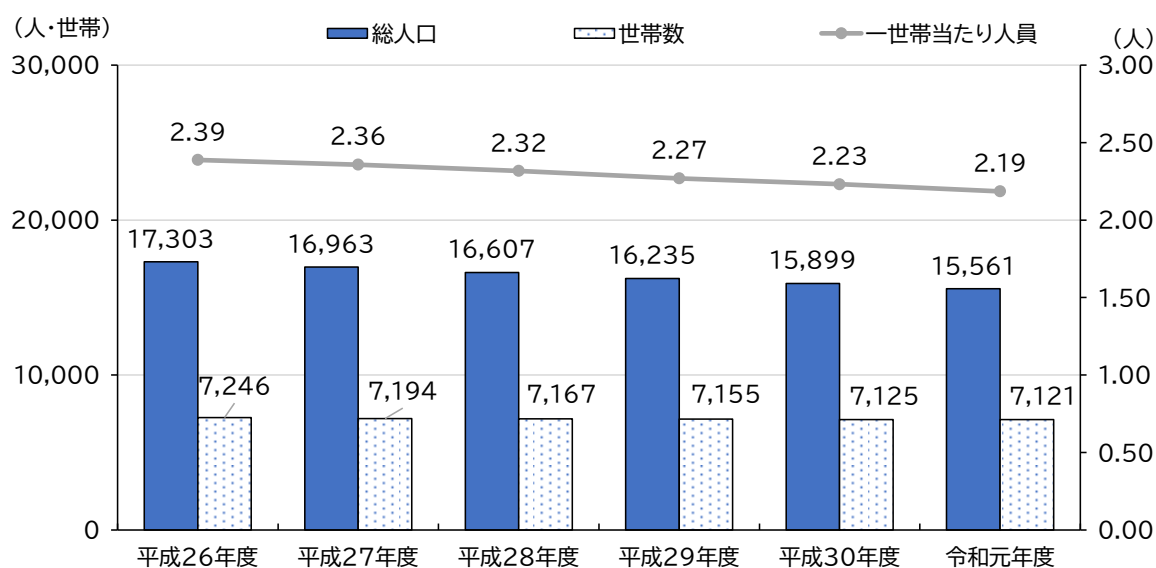
世帯数は、平成26年度の7,246世帯から令和元年度には7,121世帯に減少しています。一世帯当たり人員も緩やかに減少しており、令和元年度には2.19人となっています。

地区別人口・地区別高齢化率（令和元年度末）

地区名	総人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
片貝地区	7,332	2,877	39.2
豊海地区	6,483	2,540	39.2
作田地区	1,746	679	38.9
合計	15,561	6,096	39.2

(住民基本台帳)

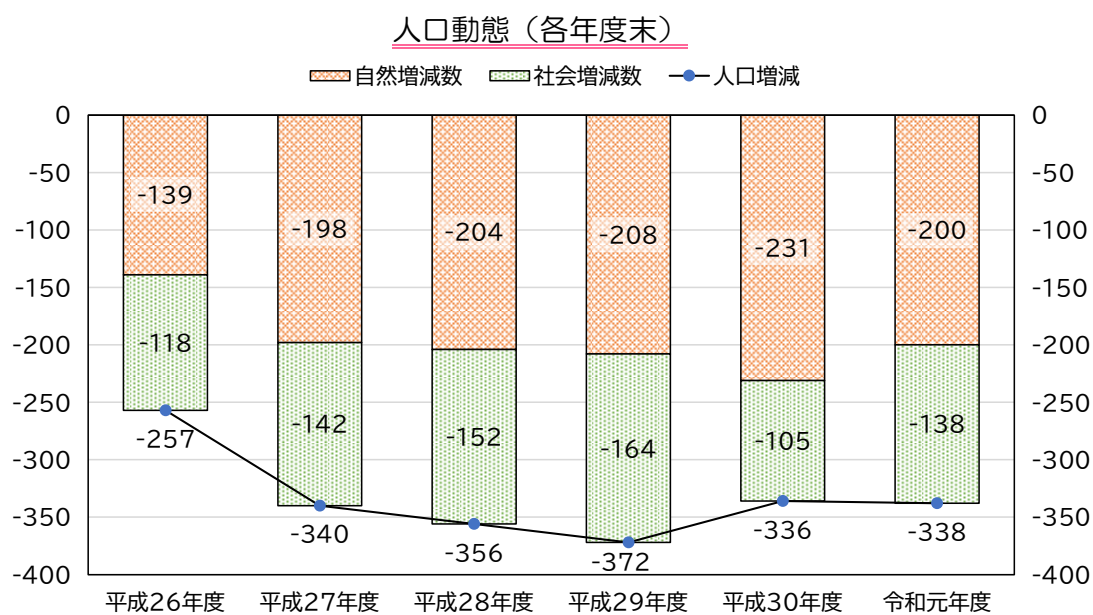
人口・一世帯当たり人員（各年度末）



(住民基本台帳)

(2) 人口動態

人口動態は自然減*と社会減*による減少が続いており、令和元年度は338人減となっています。



（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数・総務省）

* 自然増減数：出生から死亡を差し引いた数をいい、「自然増」とは、出生から死亡を差し引いた数がプラスの場合、「自然減」とは、出生から死亡を差し引いた数がマイナスの場合をいう。

* 社会増減数：転入から転出を差し引いた数をいい、「社会増」とは、転入から転出を差し引いた数がプラスの場合、「社会減」とは、転入から転出を差し引いた数がマイナスの場合をいう。

(3) 福祉に関する基礎資料

① 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

要支援・要介護認定者数は、平成28年の884人から令和2年には953人と増加傾向となっており、認定率(第1号被保険者に占める要介護認定者の割合)も平成28年の14.9%から令和2年には15.5%と増加しています。

要支援・要介護認定者数と認定率(各年9月末)

(人)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成28年	41	87	147	215	141	153	100	884 14.9%
平成29年	44	92	136	196	155	163	99	885 14.8%
平成30年	53	107	108	179	160	169	103	879 14.6%
令和元年	42	112	112	233	161	157	107	924 15.1%
令和2年	45	119	111	246	164	150	118	953 15.5%

(介護保険事業状況報告月報)下段は第1号被保険者数に占める割合

②介護保険サービス利用者の推移

要支援・要介護認定者で介護保険サービスを利用する受給者数は、高齢者人口の増加の影響から平成27年度の762人から令和元年度は847人となっています。居宅介護サービス利用者数が多くを占めていますが、令和元年度は施設介護サービス利用者も増加しています。

介護保険サービス受給状況（各年度末）

（人）	居宅介護サービス	地域密着型サービス	施設介護サービス	合計
平成27年度	605	24	133	762
平成28年度	605	100	127	832
平成29年度	573	97	128	798
平成30年度	584	90	126	800
令和元年度	616	90	141	847

（介護保険事業報告年報）

③障害者手帳所持者数の推移

平成27年度から令和元年度までの5年間で、各種障害者手帳所持者数の合計は977人から966人に減少しています。障害者手帳の種類では、令和元年度は身体障害者手帳が600人(62.1%)、療育手帳が146人(15.1%)、精神障害者保健福祉手帳が220人(22.8%)です。

障害者手帳所持状況（各年度末）

（人）	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計
平成27年度	626	158	193	977
平成28年度	645	138	206	989
平成29年度	637	140	206	983
平成30年度	623	140	205	968
令和元年度	600	146	220	966

（社会福祉課）

④生活保護制度・生活困窮者自立支援制度[※]の状況

近年の被保護世帯は200世帯前後で推移しており、令和元年度では生活保護世帯は194世帯、人員数は239人です。保護率(人口千人当たり)は令和元年度の千葉県平均13.8%と比較すると、高い水準で推移しています。

また、生活困窮者自立支援制度が平成27年度から始まり、自立相談支援等を実施しています。平成27年度では195件でしたが、令和元年度では80件と減少傾向です。

生活保護の状況(各年度末)

	被保護世帯(世帯)	被保護人員(人)	保護率 (人口千人当たり)
平成26年度	241	177	10.2
平成27年度	264	195	11.5
平成28年度	205	278	16.7
平成29年度	193	256	15.8
平成30年度	194	244	15.4
令和元年度	194	239	15.4

(山武健康福祉センター)

生活困窮者相談受付数(各年度末)

	受付数(件)
平成27年度	195
平成28年度	180
平成29年度	103
平成30年度	58
令和元年度	80

(山武健康福祉センター)

[※] 生活困窮者自立支援制度:「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習等さまざまな面で支援するものです。

2. 地域福祉に関するアンケートからみられる状況

①調査概要

調査対象：九十九里町に在住する18歳以上の住民2,000人を無作為抽出

調査方法：郵送により配布・回収

調査時期：令和元年9月3日～20日

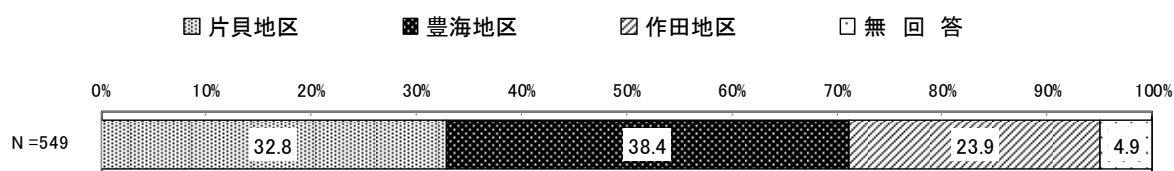
配布数：2,000件

回答数：549件

回収率：27.5%

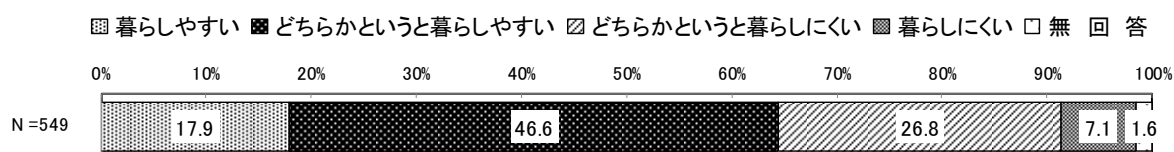
②居住地区

居住地区は、「豊海地区」が38.4%を占め、「片貝地区」が32.8%、「作田地区」が23.9%と続いています。



③地区の暮らしやすさ

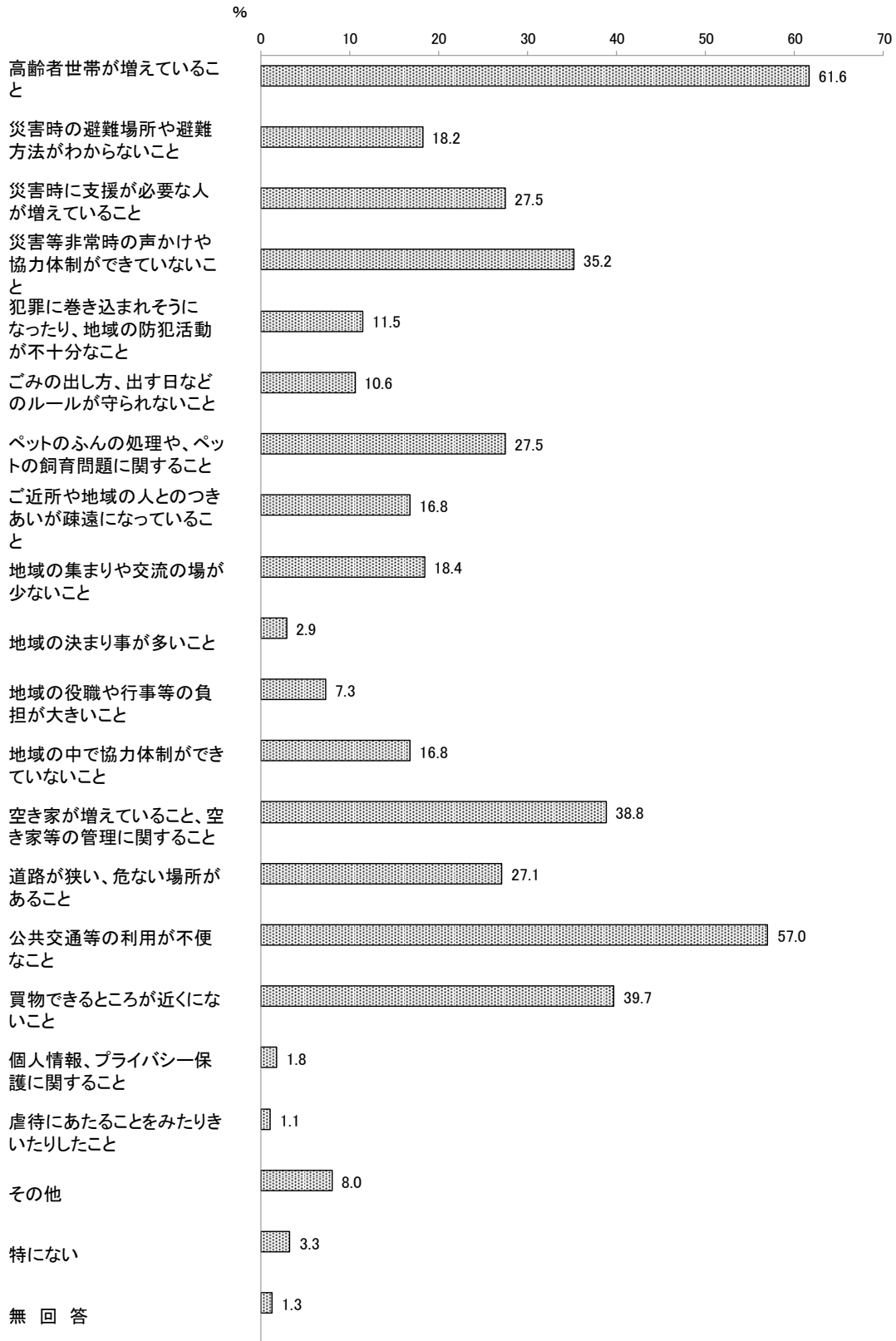
「どちらかという暮らしやすい」が46.6%と多く、「どちらかという暮らしにくい」が26.8%、「暮らしやすい」が17.9%と続いております。比較的暮らしやすいと考えている方は64.5%を占めています。



④地域で心配なこと・気になること

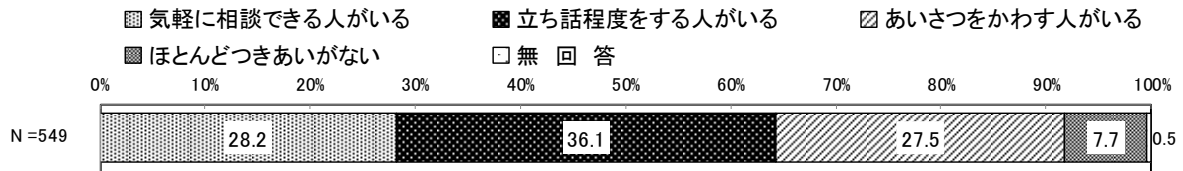
「高齢者世帯が増えていること」が61.6%と多く、「公共交通等の利用が不便なこと」が57.0%、「買物できるところが近くにないこと」が39.7%、「空き家が増えていること、空き家等の管理に関すること」が38.8%、「災害等非常時の声かけや協力体制ができていないこと」が35.2%と続いております。

N = 549



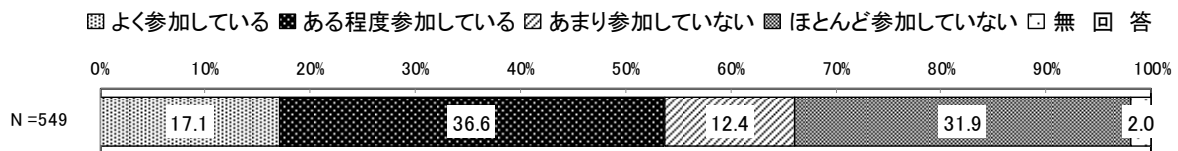
⑤近所づきあい

「立ち話程度をする人がいる」が36.1%と多く、「気軽に相談できる人がいる」が28.2%、「あいさつをかわす人がいる」が27.5%と続いています。



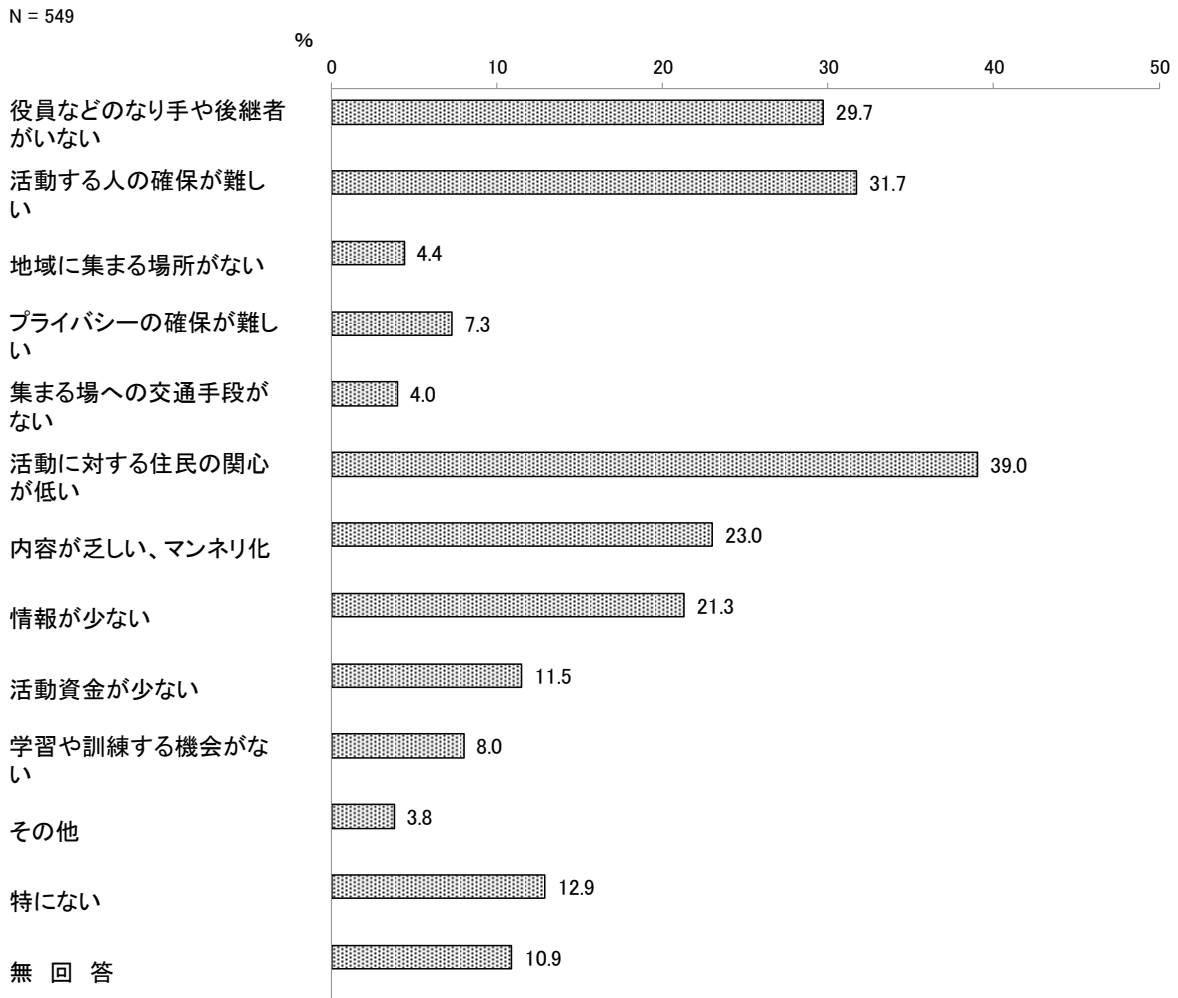
⑥自治区の活動への参加

「ある程度参加している」が36.6%と多く、「ほとんど参加していない」が31.9%、「よく参加している」が17.1%、「あまり参加していない」が12.4%と続いております、ある程度以上に参加している方が53.7%を占めています。



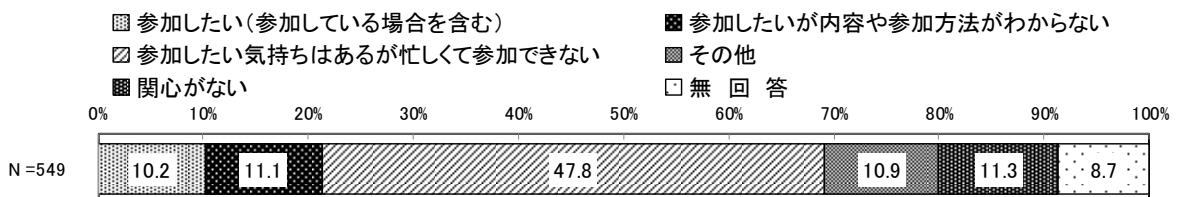
⑦自治区をはじめとする地域の活動の問題点

「活動に対する住民の関心が低い」が39.0%と多く、「活動する人の確保が難しい」が31.7%、「役員などのなり手や後継者がいない」が29.7%、「内容が乏しい、マンネリ化」が23.0%、「情報が少ない」が21.3%と続いています。



⑧ボランティア活動への参加

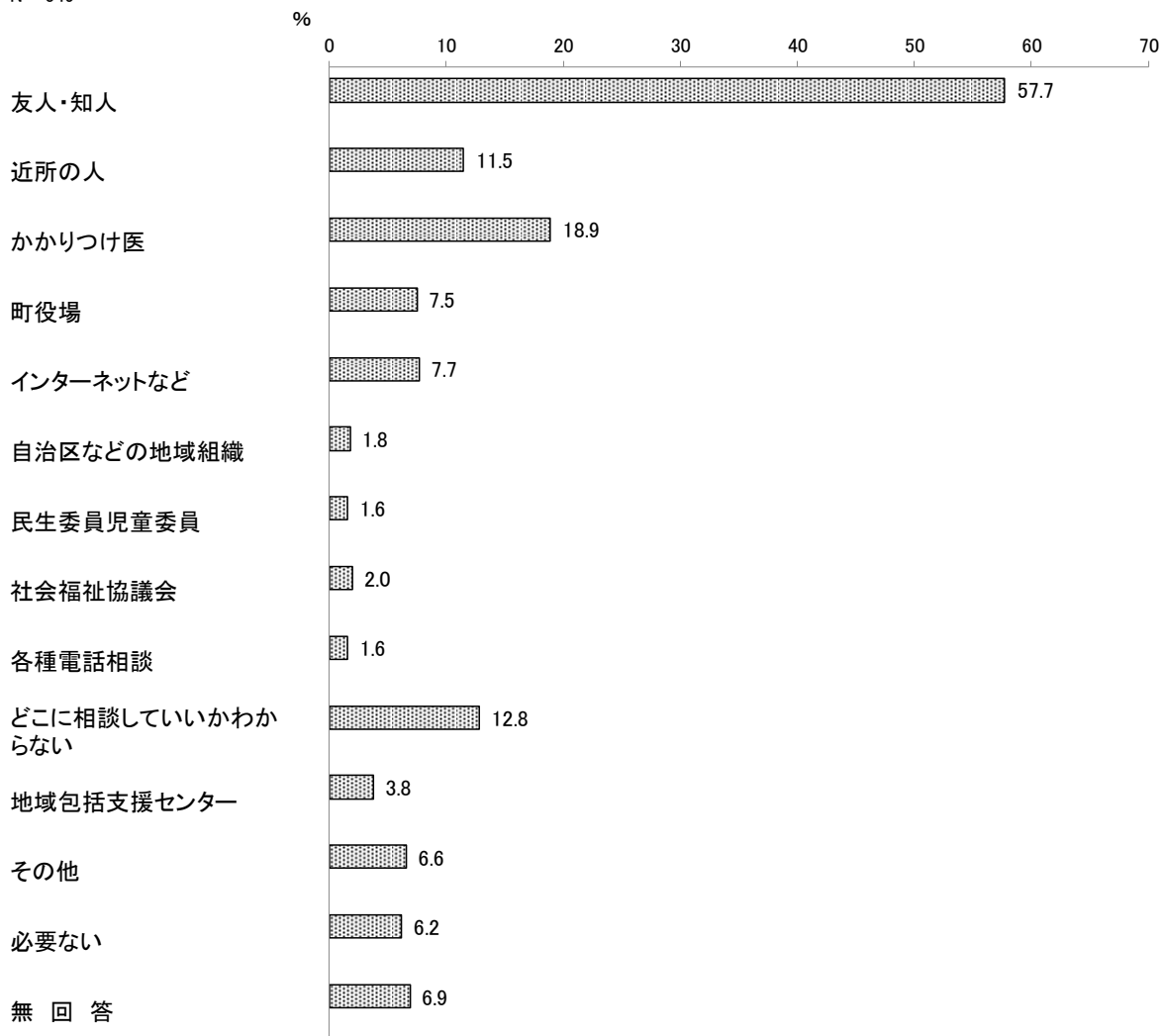
ボランティアへの参加意向については、「参加したい気持ちはあるが忙しくて参加できない」が47.8%と半数近くを占めています。



⑨悩みや不安の相談先

「友人・知人」が57.7%と最も多く、「かかりつけ医」が18.9%、「どこに相談していいかわからない」が12.8%、「近所の人」が11.5%と続いています。

N = 549

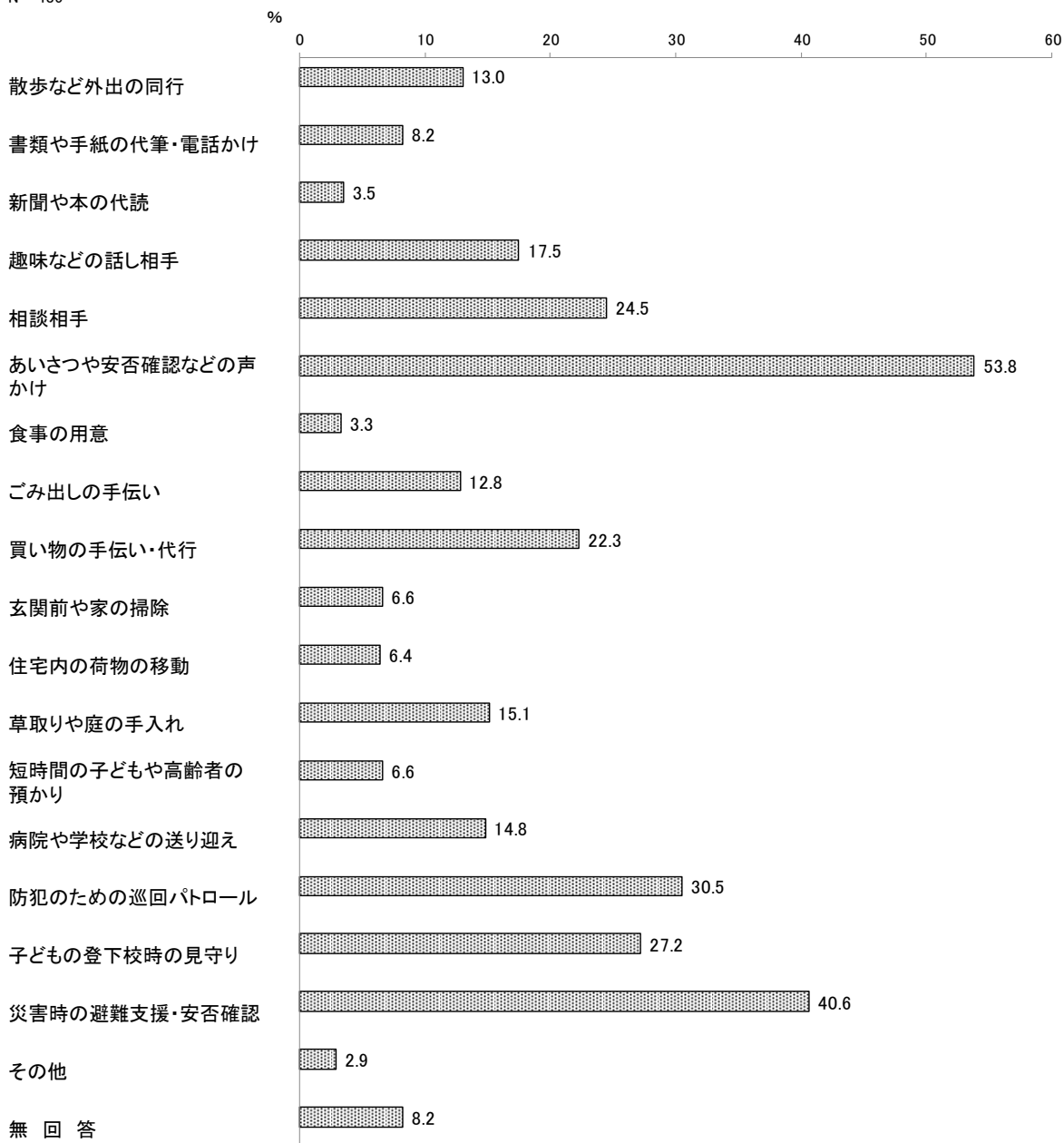


⑩地域の課題解決のために、住民同士の自主的な支え合い・助け合い

「必要だと思う」が88.3%と大半を占めています。

地域の中でできる支えあいや助け合いは、「あいさつや安否確認などの声かけ」が53.8%と多く、「災害時の避難支援・安否確認」が40.6%、「防犯のための巡回パトロール」が30.5%と続いています。

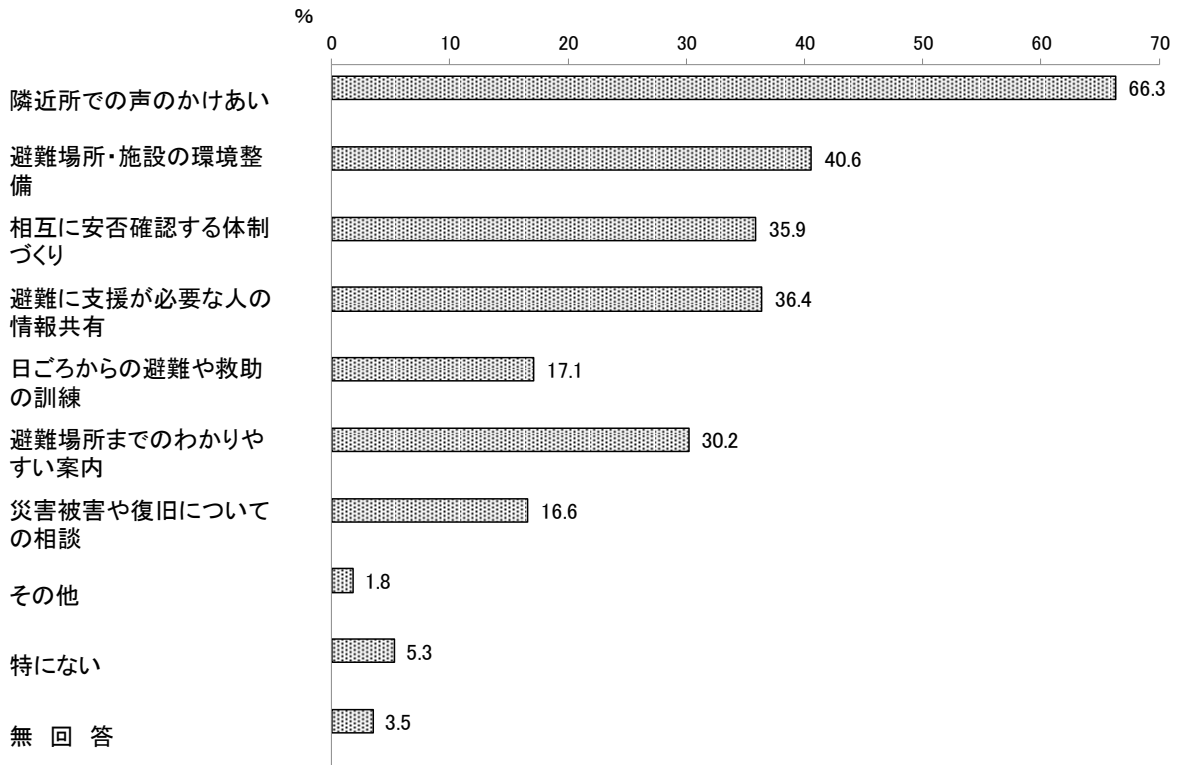
N = 485



⑪地域の防災対策

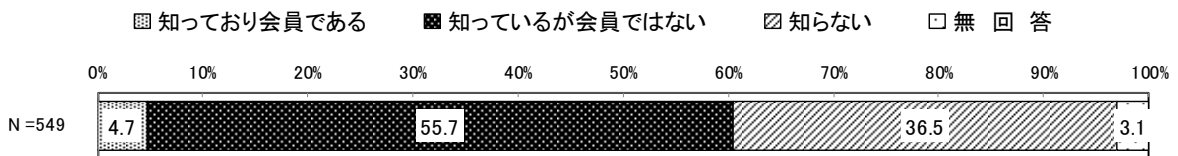
「隣近所での声のかけあい」が66.3%と多く、「避難場所・施設的环境整備」が40.6%、「避難に支援が必要な人の情報共有」が36.4%、「相互に安否確認する体制づくり」が35.9%と続いています。

N = 549



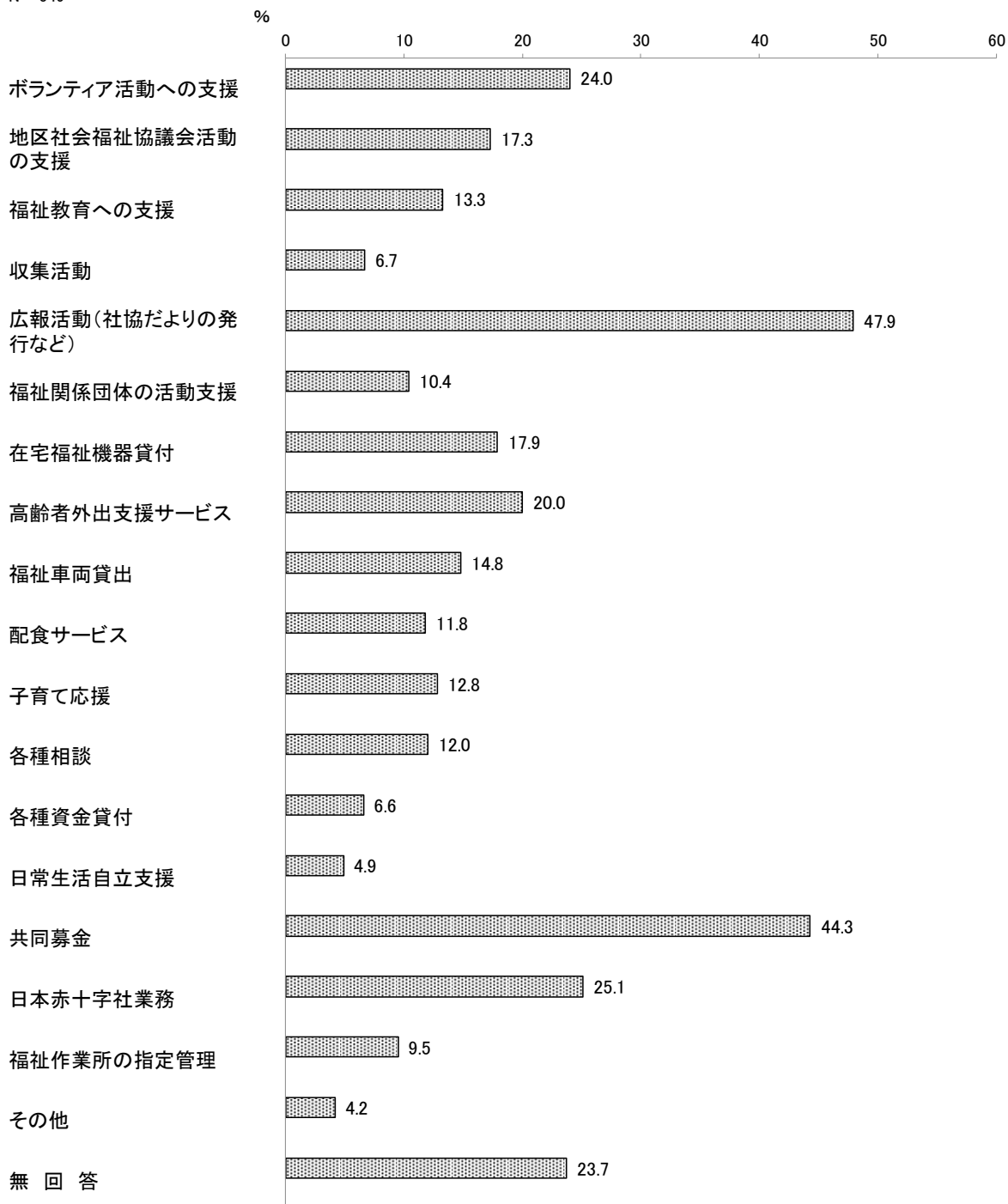
⑫社協について

社協の認知は、「知っているが会員ではない」が55.7%と多く、次いで「知らない」が36.5%です。



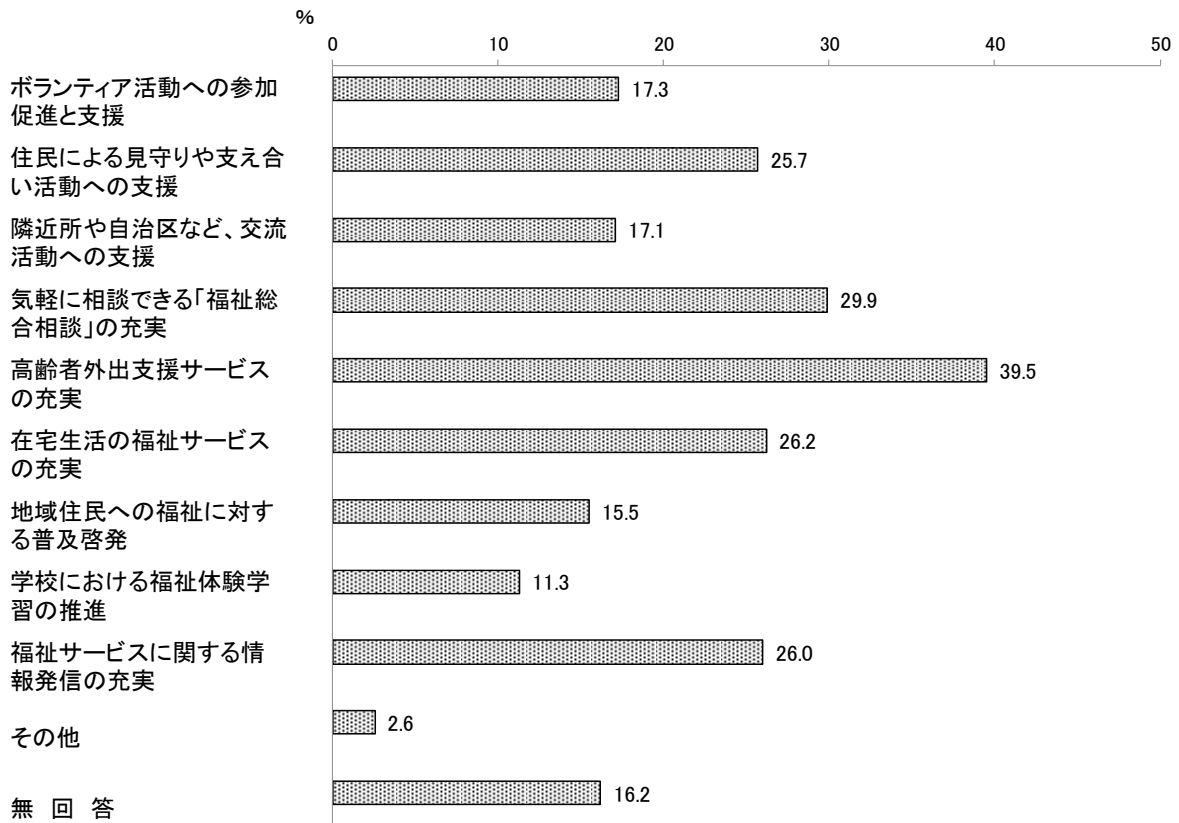
知っている活動は、「広報活動(社協だよりの発行など)」が47.9%と多く、「共同募金」が44.3%、「日本赤十字社業務」が25.1%、「ボランティア活動への支援」が24.0%と続いています。

N = 549



充実させてほしい活動では、「高齢者外出支援サービスの充実」が39.5%と多く、『気軽に相談できる「福祉総合相談」の充実』が29.9%、「在宅生活の福祉サービスの充実」が26.2%、「福祉サービスに関する情報発信の充実」が26.0%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が25.7%と続いています。

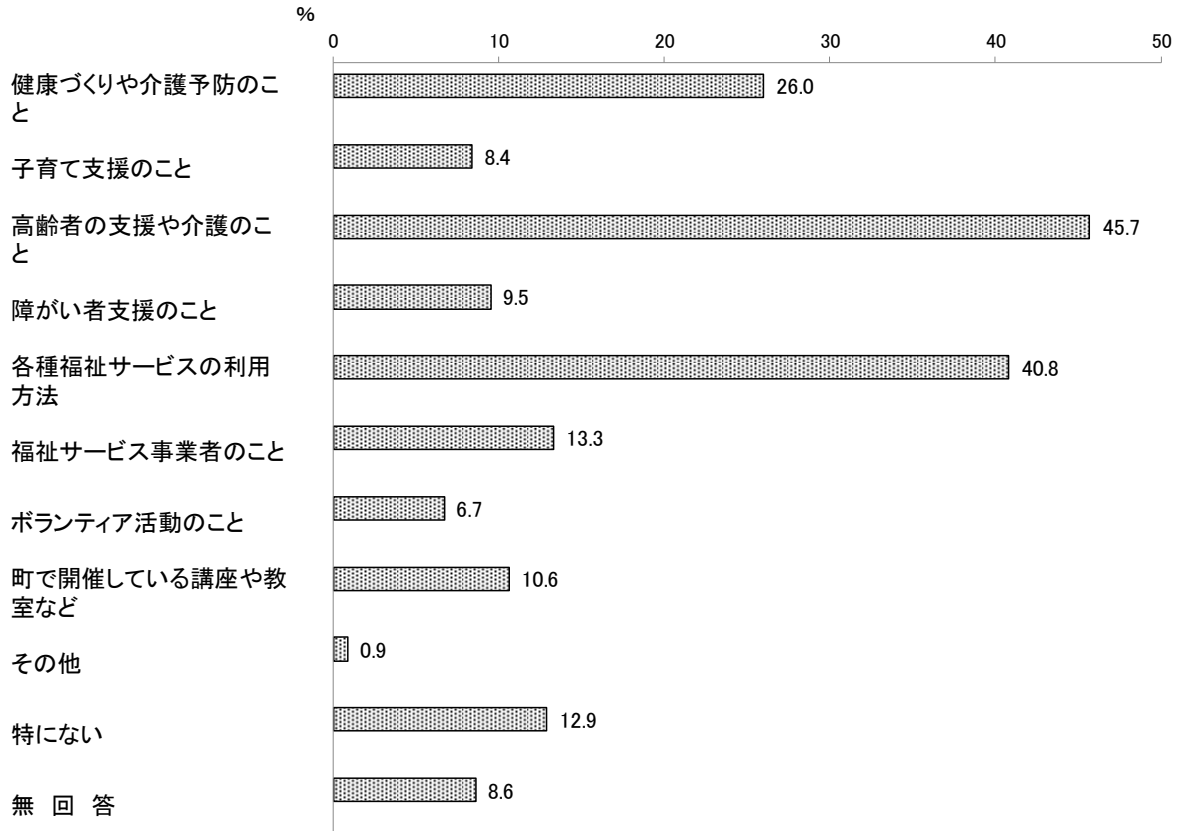
N = 549



⑬知りたい福祉の情報

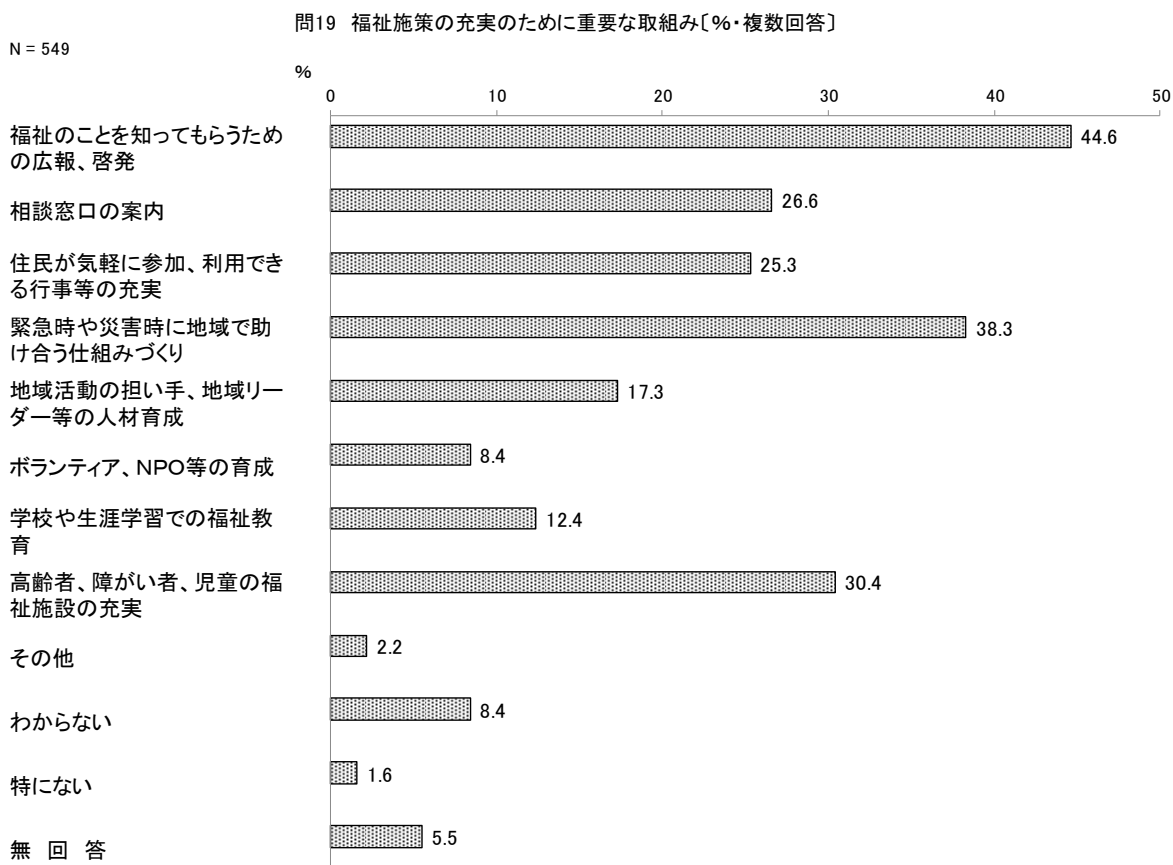
「高齢者の支援や介護のこと」が45.7%と最も多く、「各種福祉サービスの利用方法」が40.8%、「健康づくりや介護予防のこと」が26.0%と続いています。

N = 549



⑭町の福祉施策を充実させるため重要と思う取組み

「福祉のことを知ってもらうための広報、啓発」が44.6%と多く、「緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みづくり」が38.3%、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の充実」が30.4%、「相談窓口の案内」が26.6%、「住民が気軽に参加、利用できる行事等の充実」が25.3%と続いています。



⑮自由意見

意見は20.9%の記述があり、内容は「交通手段・免許返納に関すること」、「環境に関すること(ゴミ、掃除、空き家対策等)」等があります。

順位	内容	件数
1位	交通手段・免許返納に関すること	37
	気軽な交通手段がなさすぎる。地域活動に出かける足(車)がない。乗合タクシー等の設置。コミュニティバスの運行。高齢になったとき(免許返納後)の生活が見えない。運転免許返納後の交通の悪さが不便。	
2位	環境に関すること(ゴミ、掃除、空き家対策など)	19
	台風・強風時、空家からの枯れ葉やトタン屋根・ゴミ等が飛んでくる。道路まで出ている木の枝などを町でパトロールして何か対策をとってほしい。台風のときに必ず隣のゴミが飛んできて困っている。高齢者が多く、どぶ掃除が大変だ。空家の側道の雑草。高齢化が進み、地区の除草作業や側溝清掃などに支障が出ており、困っている。	
3位	安否・防災対策に関すること	各12
	緊急時や災害時に誰がリーダーになるか。住民同士の支え合い、助け合いがなく、災害時の情報収集が難しいので、災害時の情報提供はいち早くして頂きたい。災害時の町からの連絡の掲示板をたくさん作ってほしい。耳が不自由なので町内放送が流れてる時になんの何を言っているのかわからない。	
	福祉全体に関すること	
	福祉サービスとはどんなサービスなのか、具体的に分かっていないと思う。有償ボランティアも「あり」かと思う。町が考えていること、住民が望んでいることを理解した人を多く育て、地域の中に入って、一緒に行動していくことが一番だと考える。各自治区、民生委員と福祉協議会をリンクさせた一環した活動体制の構築をし、地域社会の安心・安全を促進させることに期待をしたいと考えている。	
5位	隣近所との付き合いに関すること	10
	各地区の旧住民と新住民が融合する機会を。隣近所(10軒位)で定期的な(年3回程度)集まり。地域の困りごととは、たくさんある。私はまわりの人たちと話し合っている。解決はできないが、話すことはよいかと思う。	

3. 地域懇談会での話し合いからみられる地域の状況

(1) 地域懇談会の開催概要

「九十九里町地域福祉計画」及び「九十九里町地域福祉活動計画」の策定にあたり、地域での生活ニーズ、福祉課題を発見・共有し、具体的な活動の方向性を計画へ反映させるために、住民の皆様に参加いただき、「九十九里町地域懇談会」を開催しました。

①実施概要

実施日 : 【片貝・作田地区】令和元年12月18日(水) 中央公民館講義室

【豊海地区】令和元年12月25日(水) つくも学遊館研修室

参加者 : ホームページによる一般募集、自治区回覧、民生委員児童委員協議会、人権擁護委員、行政相談委員、保護司更生保護女性連絡協議会、自治区連絡協議会、婦人会、ダイヤモンドクラブ連合会、豊海地区社会福祉協議会、片貝・作田地区社会福祉協議会、社協、ボランティア連絡協議会、手をつなぐ親の会、赤十字奉仕団

参加人数 : 【片貝・作田地区】33名

【豊海地区】20名

②実施方法

「九十九里町地域懇談会」は、ワークショップ*の手法を用いて、同じ地区に暮らす住民同士が自由な意見を出し合い、地域の現状や地域の課題(困りごと・不安なこと)についてのアンケート結果の説明を受け、グループごとに「そう思う」「こんなことも関係ある」といった課題を出し、その課題解決に向けてできることについて話し合いました。意見をまとめ整理したのち、各グループで話し合った内容を報告、地域の問題についての意見を共有しました。

そして、そこで話し合われた課題と課題解決に向けてのできることを取りまとめました。

* ワークショップ:参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会等を指す言葉です。

(2) 主な課題と解決に向けた取組み

参加者からは多くあげられていた共通する課題と、それらを解決するための取組みをまとめると以下になります。

	主な課題	解決するための取組み (できること)
生活	<ul style="list-style-type: none"> 交通手段がなく、買物や通院が不便である。 	<ul style="list-style-type: none"> デマンドタクシー・乗合バス[※]を整備する。 移動販売に来てもらう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 近隣との交流が少ない。 多世代交流の機会が少ない。 自治区に未加入の人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩いて行ける場所にサロン[※]を開設するなど、地域で交流する場をつくる。 子どもと高齢者の交流する機会をつくる。 自治区の活動を活発にする、活動内容の周知を図る。
防災	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報等の災害の情報が伝わっていない。 災害時、誰がどのような支援を求めているかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報周知の方法を検討する。 地域で自主防災組織[※]をつくり、要支援者のピックアップや避難経路の確認をする。
環境	<ul style="list-style-type: none"> 空き家が増えており、防災面やどのように管理したらいいのかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の情報提供を行い、居住者を募る。

※ デマンドタクシー・乗合バス: 交通手段に不便を来している方を自宅や指定場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先に送迎するタクシー・バスによるサービス。

※ サロン: 高齢者や障がいのある方、子育て中の方など地域住民を活動の主体とし、誰もが安心して暮らしている地域づくり、仲間づくりをすすめる交流の場。

※ 自主防災組織: 大地震や大雨等の災害発生時に、地域の住民同士が協力し、自主的に地域の防災活動を行うために自治会や町内会の全部または一部を単位として組織した団体。

4. 社会動向

(1) 新たな時代に対応した地域福祉のあり方 ～福祉の第2ステージへ～

これまで、高齢者、障がい者、児童等分野ごとに施策が展開されてきましたが、少子高齢化を背景に分野をまたいだニーズが増加しています。また、育児と介護の同時進行(ダブルケア※)や介護が必要な高齢の親と引きこもりの子どもの世帯(8050問題※)等、制度の狭間といえるところに支援が行き届かない複雑な状況下の方も存在しています。

一方で、福祉の担い手が不足して、福祉に関する需要(支援ニーズ)と供給(福祉支援員等)の乖離も広がりつつあります。

地域福祉の推進により、分野横断的な課題への対応とともに、自助・互助・共助・公助の役割分担を踏まえ、福祉の担い手を育成・支援し、対象者の状況に応じた包括的な相談や支援が行える仕組みに転じていく必要があります。

改正社会福祉法における地域福祉

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(2) 高齢者・障がい者・子ども等の支援に関すること

① 高齢者福祉に関すること

高齢化の進行を背景に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。このことから、在宅医療・介護連携や認知症施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備、地域ケア会議等が進められています。

※ ダブルケア: 子育てと親や親族の介護が同時に発生する状況のこと。

※ 8050問題: 長期間の引きこもりをしている50代前後の子どもを、80代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する問題。

②障がい者福祉に関すること

「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号 略称「障害者総合支援法」)では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生の実現や社会的障壁の除去を図ることが基本理念に掲げられています。また、平成29年度に児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、障がい児福祉計画を策定しました。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号略称「障害者差別解消法」)が施行され、障がい者への不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるなど、障がい者の人権を守り、自立と社会参加を促す取組みが進められています。

③子育て支援に関すること

平成24年8月に「子ども子育て支援法」(平成24年法律第65号)が改正され、子ども・子育て支援新制度により、教育・保育サービスの推進とともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野での子育て支援の充実が求められています。

町が認定こども園化による教育・保育の一体的提供のほか、就園前の子どもと保護者が相互に交流する場として「地域子育て支援センター」を設置するなど、育児相談や仲間づくりを地域全体で支援します。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を町保健センター内に設置し、相談支援等の体制を充実させています。

④生活困窮に関すること

生活保護に至る前の段階で支援を行うことを目的とした「生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号)が、平成27年4月に施行されました。

子どもの貧困対策については、「子供の貧困対策に関する大綱」において、貧困の連鎖によって子ども達の将来が閉ざされることがないように、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を推進することが方向づけられています。

(3) 権利擁護支援に関すること

日常生活において判断能力が十分でない人が社会全体によって支えられ、必要な支援を受けることで安心し、自立した生活を実現できるように、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」が平成28年5月に施行され、成年後見制度利用促進基本計画が示されました。

(4) 健康支援・安全対策

①健康・食育

生活習慣病等の疾病や、加齢による心身機能の低下を可能な限り予防し、健康寿命の延伸を図ることが重要であり、「健康日本21(第二次)*」では、健康寿命の延伸、一次・二次予防の指標に加え、「健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標」として、「地域のつながり」が重視されています。

平成28年に「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)の一部が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として再構築し、その総合的、効果的な推進を図るために、町は自殺対策計画を定め、地域レベルの実践的な取組みや、勤務問題による自殺対策の推進等を行っています。

②防災・防犯に関すること

近年は東日本大震災等をはじめとする大きな自然災害等が各地域で発生し、住民生活に大きな影響を与えています。これらを背景に、災害時における要配慮者の把握と支援方法の確立の必要性が再確認され、地域福祉計画においても盛り込んでいくことが示されました。また、治安の悪化に対する意識も高くなっています。防犯灯の維持管理等の地域安全や消費生活での安全等が求められています。

③まちづくり

「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づき、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策が進められていますが、平成29年2月に決定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画*」においては、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れ、その好循環(スパイラルアップ)を図ることが示されています。

* 健康日本 21(第二次):健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成15年厚生労働省告示第195号)」のことで、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めたものです。

* ユニバーサルデザイン2020行動計画:2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するための行動計画

5. 福祉課題の整理

課題1 地域や福祉を考える機会・交流・人づくりへの取組み

アンケートでは、福祉に関する情報が行き届いていない傾向や広報が主要な情報入手手段になっていることがうかがえます。このように、まだ住民に知られていない状況もみられ、健康や福祉に関する継続的な普及・啓発が必要です。

また、各種の講座や地域のサロンの開催等、交流の場は着実に増加していますが、参加する世代が限られていたり、または参加につなげていない人もみられます。地域の活動に様々な住民の参画を広げるため、広報・啓発、交流の場づくり、地域活動の担い手の育成等、様々な取組みを推進していく必要があります。

このような身近な交流の場を通じて、地域のこと、福祉に関することの理解を深めるために、多様な交流の場やきっかけづくりが必要です。

課題2 複合的な課題を抱える人・世帯を支援する取組み

高齢者のひとり暮らしや高齢者だけの世帯が増加している状況の中、アンケートや地域懇談会では、「ひとり暮らし高齢者等の見守り」、「話し相手・相談ごとの相手」、「防災活動」等、身近な場での見守り活動への関心が高いことが伺えます。加えて、ダブルケアや8050問題、虐待やいじめ等、社会的な孤立に起因する様々な課題を複合的に抱えている世帯、福祉サービスにつながらない制度の狭間にある課題が地域に潜在しています。

福祉課題にこたえるサービスの充実や、利用支援を更に進めていくため、相談支援や生活支援が必要です。そして、公的支援の充実とあわせて、多職種連携や地域住民等と協働した多様な主体による地域全体での支援が必要です。

課題3 暮らしを守る、生活を支える体制づくりの取組み

高齢者や障がい者等の支援を必要とする人が増加しており、地域で安心して生活できるよう、保健医療や介護、就労支援、移動や買物支援をはじめ、幅広い分野にわたる生活支援等の必要なサービスが受けられる体制づくりを進めていく必要があります。

また、水害や地震等の自然災害に対する不安も大きくなっており、防災対策や地域安全対策等への取組みが求められています。

横断する福祉課題

地域福祉に関するアンケートや地域懇談会で出された地域の状況と課題を前述の1～3に整理しました。課題1～3の共有する分野として、横断する地域福祉課題を整理すると以下のとおりとなり、今後、重点的に取り組む課題として示します。

横断する福祉課題

福祉サービス等の
周知・相談

ひとり暮らし等の高齢者
の生活支援

居場所・集まる場の
確保

移動支援

防災対策と災害時の
助け合い



第3章 計画の基本方向

1. 基本理念と基本姿勢

本計画においては、目指す姿として基本理念を「支え合って共に育む 心つながるまち 九十九里」とし、その実現に向けて地域福祉に係る施策を推進します。

地域福祉の推進にあたっては、住民の「自助」努力と、住民同士・地域での「互助・共助」が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる「公助」により、様々な動きが重なって福祉課題の解決に取り組んでいきます。

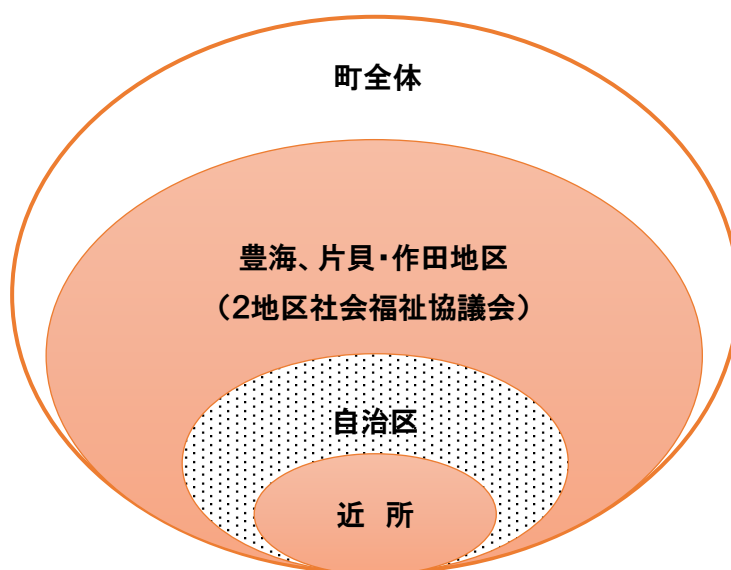
計画の基本理念

支え合って共に育む 心つながるまち 九十九里

地域福祉推進の視点

**自助・互助・共助・公助の協働による福祉課題の解決と
安心して暮らせるための支援の推進**

地域住民にしか見えない課題や発見しにくい課題の解決に取り組むには、個々のニーズに即した、きめ細かい配慮が必要となります。地域福祉活動は、そのような課題が見える小さな圏域を単位として行われることが多く、そこで解決できない課題は、より広い圏域で段階的に共有化され、課題への対応の検討を通して新たな活動の展開につながっていきます。本計画では、地域福祉を進める上での地域を次のようにとらえて、地域特性を活かした活動を展開していきます。



2. 基本目標

基本目標1 地域を思う心・地域福祉を担う人づくりの推進

一人ひとりの福祉への意識を高め、みんながお互い理解・協力し、尊重し合えるようなまちを目指して、地域や福祉に関する情報が住民に届き、福祉教育への取組みや福祉に触れる機会を充実します。

福祉課題を地域と共有し、すべての住民が支え手であると同時に受け手でもあるということを基本に、身近な居場所づくりと地域に関わり、支え合う人づくりを進めます。

基本目標2 地域共生社会を目指した生活支援の推進

人口減少、核家族化が進み、社会的な孤立、生活のしづらさや困難を抱える人の課題が複合化・複雑化しており、世帯全体に支援が必要なケースが増えています。課題を解決するため、地域の力で支え合う、連携と協働のまちづくりの基盤となる地域包括ケアシステム*の確立、地域共生社会を目指した相談・支援の体制づくりや連携ネットワークの強化等の福祉環境の向上を図り、必要な支援を充実します。

基本目標3 安心な暮らしを守る支援の推進

地域で孤立することなく、いきいきと暮らしていくために、地域での気づきと見守りで安心して暮らせる地域づくりと、移動と活動がしやすい環境づくりに取り組みます。

* 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。

3. 基本目標と施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
支え合って共に育む心つながるまち 九十九里	1 地域を思う心・地域福祉を担う人づくりの推進	(1)福祉に関する啓発・情報発信の推進 (2)居場所づくり・拠点づくりによる交流の促進 (3)地域福祉に係る人づくりの推進
	2 地域共生社会を目指した生活支援の推進	(1)健康支援・介護予防の連携した推進 (2)地域包括ケアシステムの推進 (3)包括的な相談支援体制の確立 (4)多様なサービスの提供体制の確保と福祉サービスの質の向上
	3 安心な暮らしを守る支援の推進	(1)安全・安心の地域づくりの推進 (2)住環境と生活環境の向上 (3)外出・移動・社会参加を支援する取組みの推進 (4)権利擁護支援の推進(成年後見制度利用促進計画を含む)

第4章 地域福祉計画

基本目標 1 地域を思う心・地域福祉を担う人づくりの推進

現状・課題

地域には様々な支援を必要とする人がいるということや福祉の大切さを理解してもらう必要があります。

少子高齢化に伴う核家族化や近隣との関わりの希薄化等により、地域からの孤立といった問題が生じてきています。

福祉活動の担い手と福祉人材の確保と連携、新たな担い手の育成が必要です。

アンケートでは、自治区の活動への参加率(ある程度以上参加)は53.7%となっています。一方で、自治区活動の問題点として、「活動に対する住民の関心が低い(39.0%)」、「活動する人の確保が難しい(31.7%)」、「役員などのなり手や後継者がいない(29.7%)」があげられています。

取組みの方向

(1) 福祉に関する啓発・情報発信の推進

○人権学習・福祉教育の推進

関係団体や教育機関と協力し、人権の尊重と差別解消等に関する理解を深めていくために、学習機会を継続して確保し、人権学習を推進します。また、社協を中心に福祉教育を推進しており、関係機関等と協力を図りながら、子どもからの福祉体験活動や啓発事業を支援し、福祉教育を推進します。

家庭や地域での子どもたちからの福祉活動の体験や、学校での福祉教育を行うことにより、福祉の心を育み、将来、地域福祉の担い手となるよう育成します。各種団体や町は、参加年齢を問わない、福祉に関する講座等を企画し、誰でも参加しやすい環境を整備します。

住民の自主活動や社会貢献活動、団体活動等を支援し、住民の地域福祉への関心を高めます。

町の職員研修において、人権問題や差別解消法に関する合理的配慮等の理解を深めるための研修内容の充実を図ります。

○福祉に関する情報発信の推進

福祉に関する啓発を図るため、様々な機会を活用して、学習機会の案内や町内で活動されている団体や事業について情報発信に努めます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
福祉の人材育成事業	ボランティア講座・講習会及び体験講座等により福祉教育を推進し、人材確保や担い手の育成と住民の「地域福祉」への意識の向上を図る。	社会福祉課 (社協)
心の教育推進事業	「心の九十九里ルール」「守ろう心の九十九里ルール」の実践を家庭、地域と一体となって推進する。 人権教室や思春期健康教室等を実施するとともに、道徳の授業時数の確保や道徳と他教科との連携等により心の教育の充実を図る。	教育委員会 事務局
ジュニアリーダー育成事業	子ども達が地域で自主的に行うボランティア活動や体験活動等を通じて、地域のことを知り、人を思いやる気持ちを育てる。	教育委員会 事務局
つくも学遊館活動事業	生涯学習を目的とした、つくも学遊館主催講座を開講し、学びの場を創造する。 講座から同好会への移行が進み、各団体が自主性をもって施設を利活用して、各団体の学習活動を継続して支援する。	まちづくり課
中央公民館事業	生涯を通じての、学び合い、生きがいづくり、まちづくりをモットーに、社会変化や住民の学習ニーズに応じた幅広い学習機会の提供を図り、公民館施設の開放及び団体への活用促進を図る。住民ニーズに対応した図書の実充、公民館主催の講座を開催する。	教育委員会 事務局
生涯学習推進事業	生涯学習推進大会の開催と参加団体の育成を図る。	教育委員会 事務局
社会福祉団体活動育成事業	民生委員児童委員協議会、保護司更生保護女性連絡協議会、身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、ダイヤモンドクラブ(老人クラブ)、遺族会等に活動費の助成を行う。	社会福祉課 健康福祉課 (社協)
社会福祉協議会支援事業	地域福祉活動を促進するための活動支援と連携強化を図る。	社会福祉課
職員研修(人材育成)	人権問題や差別解消法に関する合理的配慮等の理解を深めるため、職員研修の内容の充実を図る。	総務課 社会福祉課
男女共同参画事業	広報・ホームページを活用した男女共同参画社会に関する情報の発信や推進委員による事業の啓発活動を実施する。	企画財政課

地域(自助・互助・共助)の取組み

広報・ホームページ、回覧に目を通しましょう。
社協で実施しているサービスや、町内のサービス提供事業所について知りましょう。
自分が関心のある活動やボランティア活動に気軽に参加してみましょう。
身近なところで気がかりなこと、不安なこと、身近な地域の課題を考えてみましょう。
自分の地域の担当民生委員児童委員を知っておきましょう。相談を受けた場合、どこに伝えてよいかわからないときは、地域の担当民生委員児童委員等に伝えましょう。
町内の企業や団体で取り組んで活動を知り、協力しましょう。
地区社会福祉協議会の活動に参加しましょう。

(2) 居場所づくり・拠点づくりによる交流の促進

○地域の中での交流の促進

福祉関係団体等と連携協力し、生きがいづくりや活動の場づくりを支援します。地域住民と連携し、世代を超えて人が集まり、交流ができる機会をつくり、行事への参加を広く呼びかけます。

自治区活動や地区コミュニティ活動を支援し、多くの住民の参加を促進します。

○地域の居場所・拠点づくりの推進

誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所、地域交流、多世代が交流できる場の利用を促進します。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
地区コミュニティ環境 施設整備事業	地区コミュニティの活動拠点施設の環境整備に努め、地域コミュニティ活動の活性化及び地域の共助・互助体制の確立を目指す。	企画財政課
コミュニティ助成事業	広報・ホームページ等で事業の周知を図るとともに、地区コミュニティ団体活動に必要な設備の確保、活動に関する相談等を行う。	企画財政課

地域(自助・互助・共助)の取組み
関心・興味のある活動についての情報を得て、気軽に参加してみましよう。
集まった仲間グループやサークルをつくりたい場合は、社協に相談してみましよう。
地域の行事に参加しましよう。
日常生活で支援が必要な人には、地域の民生委員児童委員に相談できることを知らせましよう。
地区社会福祉協議会を中心として、自分達の地域の福祉課題を解決するための活動に参加しましよう。
自治区の行事に参加しましよう。
関心のある活動をしている団体に参加してみましよう。

(3) 地域福祉に係る人づくりの推進

○地域福祉の担い手の育成

地域福祉活動に多くの住民が参加してもらえるように、若い世代が地域活動に対する理解を深め、参加につながるような養成講座や研修会の取組みを行うとともに、ボランティア活動や地域福祉活動の情報提供の充実に努めます。

○ボランティアの育成と活動支援

社協と連携し、ボランティア養成講座や研修会の開催に努め、広報等を活用してボランティア活動への参加を呼びかけます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
ボランティア等人材育成事業	ボランティア講座・講習会及び体験講座を開催し、ボランティアの育成を図るとともに、若年層や子ども達等がボランティア活動に参加しやすい方法を検討する。	(社協)

地域(自助・互助・共助)の取組み

身近なこと、できることからボランティア活動に参加してみましょう。



基本目標 2 地域共生社会を目指した生活支援の推進

現状・課題

福祉サービスを必要とする人が安心して利用できるように、各種福祉サービスの充実と提供体制を構築することが重要です。また、福祉サービス情報の広報や住民要望等の整理をする苦情処理制度の周知等を通じて福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。

また、相談内容が多様化していることから、地域の実情に合わせた相談支援体制の構築課題が多様化しており、地域の実情にあわせた体制づくりが求められます。

取組みの方向

(1) 健康支援・介護予防の連携した推進

○心身の健康づくりの支援

「九十九里町健康増進計画」に基づき、生活習慣の改善、生活習慣病等の重症化予防を柱とした健康づくり施策を推進します。

また、健やかに生きるためには、身体のみならず、こころの健康も不可欠であり、そのための取組みを充実する必要があります。

一人ひとりのこころと体の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

○介護予防事業の推進

健康支援施策と連携して、要介護状態になることを予防し、要介護状態の進行を防止する介護予防事業を推進します。介護予防事業には、高齢期の健康について地域住民が関心を持ち、地域の関わりや見守りを重視して推進されるようにします。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
健康増進・食育推進事業	こころと体の健康づくりに向けた生活習慣の改善と、食に対する正しい理解の促進を図る。	健康福祉課
介護予防事業の推進	高齢者の健康の維持及び住民への介護予防に対する知識の普及と、要支援・要介護状態になることが心配される高齢者の介護予防事業を推進する。	健康福祉課
介護予防拠点整備事業	「ちどりの里」を高齢者の総合相談窓口や従来実施している体操教室や新たな介護予防教室を実施する拠点として強化する。	健康福祉課 (社協・地域包括支援センター)

地域(自助・互助・共助)の取組み

健康づくりに関する情報に関心をもち、広報・ホームページ、個別に案内される通知等を見て、健診(検診)や保健事業に参加しましょう。

町が行う特定健診や各種がん検診をはじめ、職場や病院で行う健康診査(検診)を定期的を受け、自分の健康状態を知りましょう。健診(検診)の結果に異常があった場合には、早めに医療機関を受診しましょう。

身近な場所が運動の場となります。運動を日常生活に習慣づけられるようにしましょう。

たばこの害を理解し、禁煙や受動喫煙に配慮しましょう。

むし歯や歯周病を予防しましょう。歯磨きを習慣化し、定期的に歯科健診を受けましょう。

健康づくりの大切さを知り、生活習慣の改善をしましょう。家族や地域にも声をかけ、地域での健康づくりを目指しましょう。

子どもの頃から健康な生活習慣(栄養・食生活・運動)を身につけましょう。未成年の喫煙や飲酒をなくしましょう。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食生活に努め、1日3食(朝食・昼食・夕食)をきちんと食べる習慣を身につけましょう。

町の食文化や郷土料理に関心をもち、旬の食物や地元食材を活用しましょう。

こころの健康について知識と関心をもちましょう。休養、ストレスの解消方法等自身のメンタルをケアする方法を身につけましょう。

こころの健康に関する相談窓口を知り、また、相談できる人をつくりましょう。

地域で積極的に声をかけあったり、ゲートキーパーのスキルを身につけましょう。

地域や家庭等で子ども達を見守りましょう。「命の大切さ」を尊重する意識をもちましょう。



(2) 地域包括ケアシステムの推進

支援が必要な高齢者を支えるため、生活支援サービス体制の構築、介護・医療連携、認知症対策等地域包括ケア体制の深化、推進を目指した事業を推進しています。今後は、必要な支援を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方を高齢者分野から、児童や障がい者、生活困窮者等、他の福祉分野に応用し、地域の資源を最大限に活かしていくように努めていきます。

そして、課題解決のために、相談支援機関、福祉サービス事業所等の福祉情報のネットワークの確立と多職種連携を促進します。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
地域支援事業	<p>成年後見制度の普及・啓発及び利用促進事業を実施する。</p> <p>在宅医療・介護連携の実施は、地域ケア会議等での多職種連携※や職種別研修会等を通じて、スタッフ間の連携強化と質の向上を図る。</p> <p>認知症初期集中支援にチームは、チーム員の確保と、地域に向けた認知症に関する正しい知識と理解を浸透させていく。早期対応により、BPSD等重症化を防止する。</p>	健康福祉課 (社協)
地域包括支援センター運営事業	<p>「ちどりの里」を活用し、地域包括支援センター主催のイベント等を行い、高齢者の総合相談窓口として周知する。</p> <p>介護予防ケアマネジメント業務・総合相談支援業務・権利擁護業務・包括的継続的ケアマネジメント支援等の包括的な実施を図る。</p>	健康福祉課

地域(自助・互助・共助)の取組み

誰もが地域で自立した生活を送れるように、高齢者や障がい者を地域で支える取組みについての理解を深め、日頃からの見守りや声かけ活動等に参加・協力しましょう。

※ 多職種連携: 医師や看護師、ケアマネジャー、介護福祉士(ケアワーカー)、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、管理栄養士等、理学療法士(PT)、生活支援コーディネーター、患者に携わるさまざまな機関、専門職が、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに、お互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供することです。

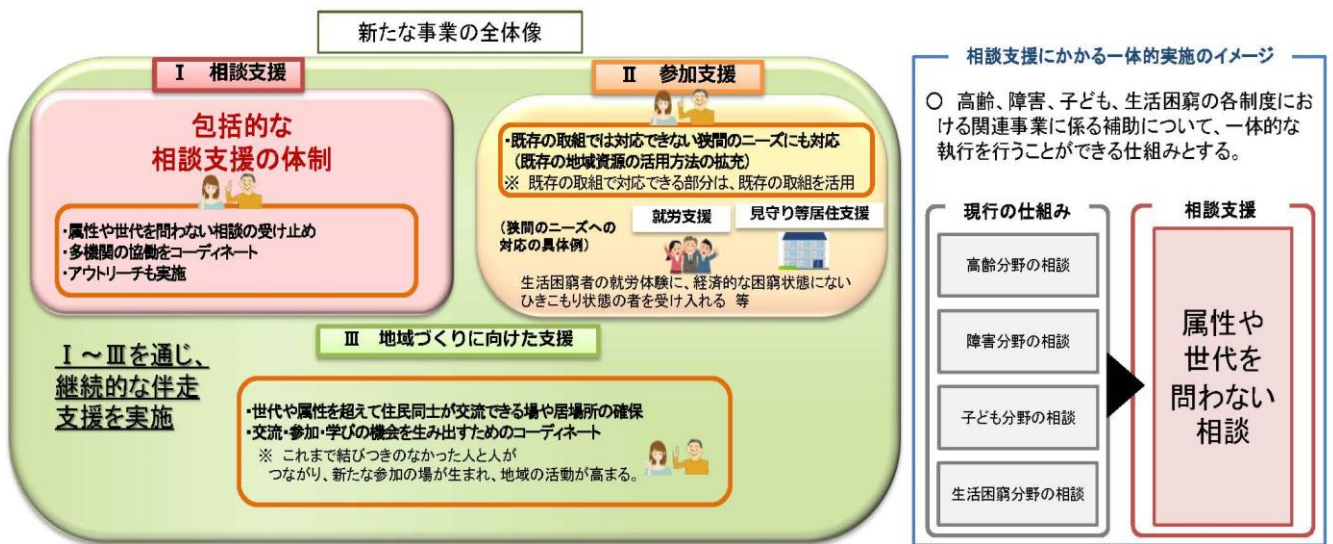
(3) 包括的な相談支援体制の確立

介護、障がい、子育て、健康、生活困窮に関する相談はワンストップで対応できる体制となっていますが、世帯全体の高齢化や複合的な課題を抱える世帯の増加等により、分野ごとの対応だけでは課題解決は難しくなっており、包括的に受け止められる相談支援体制の整備に努めていきます。

このため、職員の専門的な知見と、年齢や状況を問わず相談でき、必要な支援につながる重層的な支援体制の整備、福祉課題を総合的に捉え、解決に向けたコーディネート機能の拡充に向け、初期の相談の窓口を一元化し、円滑な相談支援体制の確立を推進します。

障がいのある人とその親の高齢化、老々介護、支援が必要な高齢者と引きこもりの子どもの世帯(8050問題)、子育てと高齢者の介護をするダブルケア、生活困窮や子どもの貧困問題、子ども・障がい者・高齢者への虐待問題等、社会的孤立を背景に複合化した課題を抱える人・世帯の支援に向け、健康・福祉分野の各相談場所が相互に連携して、重層的な支援につながるような支援体制を目指します。

「重層的支援体制整備事業」の概要



(厚生労働省資料)

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
障害者相談支援事業	障害者相談支援の機能強化を図るため、山武圏域に基幹相談支援センターを令和4年度に設置予定。	社会福祉課
子育て世代包括支援センター	妊婦・乳幼児の保護者を対象に妊娠期からの子育てに関する各種相談等を行う。	健康福祉課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターを中心に広く乳幼児及びその保護者の交流の場を提供し、相談や情報提供を行う。	社会福祉課
地域包括支援センター	高齢者とその家族からの相談対応、情報提供を行う。 総合相談から抽出した地域課題を地域ケア会議等により多職種で検討・対策し、社会資源創出に努める。 高齢者虐待の予防と支援、家族介護支援を行う。	健康福祉課
児童虐待防止対策	九十九里町要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携を図り児童虐待の予防や支援を行う。	社会福祉課
多問題を抱える家庭支援	家庭にある多問題の解決(パートナーからの暴力の防止及び被害者の保護支援)等に関する相談、関係機関との連携を図った支援を実施する。	社会福祉課
ひとり親家庭の支援	相談支援が必要なひとり親家庭の把握と生活支援、自立支援の促進を行う。	社会福祉課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	千葉県が実施する修学資金等の各種資金の無利子又は低金利での貸付申請に係る事務のサポートを行う。	社会福祉課

地域(自助・互助・共助)の取組み

保健福祉等に関する相談窓口やサービス提供事業者について知りましょう。

保健福祉に関する相談がある場合は、地域の民生委員児童委員に聞いてみたり、町や社協の広報・ホームページを活用しましょう。



(4) 多様なサービスの提供体制の確保と福祉サービスの質の向上

施設入所から在宅へと支援の方向性が移行しており、生活の場により近い地域密着型のサービスを充実し、地域ケア体制を整備していくことが求められています。このため、地域の福祉関係施設、福祉関係サービス事業所の理解と協力を求めながら、住民ニーズの多様化等に対応したサービス提供体制を確保します。

必要な福祉サービスを利用できるように、サービス提供事業者の確保及び指導に努め、サービス評価や見直しが可能となる体制を整備し、福祉サービスの質の向上を図ります。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
福祉サービス事業所の育成	地域密着型サービス事業者への実地指導、研修会・交流会等を実施する。	健康福祉課
介護保険施設の充実	民間事業者が行う介護保険施設を整備推進する。	健康福祉課
介護給付適正化事業	ケアプランチェック、給付通知を行う。	健康福祉課
サービス評価の促進	介護保険サービスを提供する事業所において、第三者評価の実施を促進する。	健康福祉課

地域(自助・互助・共助)の取組み

町内にある福祉関係事業所について、知りましょう。



基本目標 3 安心な暮らしを守る支援の推進

現状・課題

誰もが住み慣れた地域で暮らし、外に出たり、様々な活動への参加が広がるようになるためには、ハード面(住まいの環境、公共インフラ等)とともに、ソフト面(意識、情報等)も含めたバリアフリー化が進む地域づくりが必要です。また、生活に必要な情報が受け手にとって入手しにくい状況にあること等を踏まえながら、地域のすべての人に対して、必要とする福祉情報が適切に届く仕組みを構築することが求められています。

さらに、防災や防犯、交通安全対策については、地域の日頃からの見守り活動等が特に重要になっています。

アンケートでは、地域で気になることとして、「高齢者世帯が増えていること」が最も多く、「公共交通等の利用が不便なこと」「買物できるところが近くにないこと」「空き家が増えていること、空き家等の管理に関すること」「災害等非常時の声かけや協力体制ができていないこと」等が多くみられます。

取組みの方向

(1) 安心・安全の地域づくりの推進

○見守り支援体制の充実

日頃からの声かけや見守り活動が地域で展開されるように、地域での活動を支援します。

ひとり暮らしの高齢者等が緊急時に通報できる体制を整備しており、引き続き必要な人へ提供できる体制を確保します。

○防災・防犯対策の推進

地域防災計画に基づき、被害予防対策として、避難場所の確保、福祉避難所の指定、避難経路の整備及び周知、避難訓練の実施等を計画的に実施します。東日本大震災以後、住民の災害に対する不安が大きいことから、災害に対する正しい知識の普及、福祉避難場所の設置、災害備蓄の確保、自主防災組織の活動支援等を行います。

災害時要支援者対策について、地域の理解と協力を得ながら、地域ぐるみ防災活動を進めていきます。災害時に支援が必要な高齢者、障がいのある人等に対して、救援活動が迅速に行えるよう、安否確認や避難誘導が必要な高齢者、障がいのある人を把握し、災害時の行動支援の体制確保を図ります。

今後は、災害時や避難生活において、感染症予防の観点から福祉避難所の運営も必要となり、備蓄品の確保等を検討します。

高齢者や子ども、障がい者が被害者となる犯罪を防止し、住民が安心・安全に暮らせる環境整備のため、防犯対策や交通安全対策、消費生活対策等の地域安全活動を推進します。

○感染症対策の強化

子どもの予防接種については、日程表を配布し、適切な時期での接種を促します。

住民等に対し、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の予防、感染拡大防止策、町の取組み、新しい生活様式の普及等について周知・啓発を行うとともに、事業や催し物の際の感染症対策を徹底します。

また、ホームページに新型コロナウイルス感染症関連情報をまとめて掲載し、住民に周知を図ります。

新型インフルエンザ等対策計画における基本方針及び行動計画を感染症対策での取組の基本として、必要な体制確保と円滑な実施に努めます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
救急医療	夜間急病診療、休日救急歯科輪番体制、二次救急医療輪番体制、休日在宅当番医診療等の救急医療事業を実施する。	健康福祉課
青少年健全育成事業	子ども会育成連絡協議会、青少年相談員連絡協議会等の活動を支援し、夜間パトロールの実施、体験型行事の開催等により、青少年の見守りを行う。	教育委員会 事務局
道路の巡回パトロール	定期的な巡回パトロールの実施による道路交通の支障となる箇所早期発見に努める。	まちづくり課
高齢者見守り推進事業	緊急通報システムの貸与について、対象者の拡大を検討し、利用を促進する。 社会適応が困難なひとり暮らし高齢者や要介護状態になる恐れのある在宅の高齢者等の自宅を生活管理指導員が訪問して、生活習慣の指導及び体調調整等を図る。	健康福祉課
自主防犯組織の支援	住民の防犯意識の向上、犯罪の抑止及び地域の安全、安心の推進のため、町防犯組合及び自主防犯組織と連携した防犯パトロール、子どもの見守り活動を実施する。	総務課
災害情報伝達事業	防災行政無線、J アラート、くじゅうり安全安心メール、緊急速報メール、SNS等の情報伝達手段の維持管理に努め、災害時に住民へ迅速かつ確実に災害に関する注意喚起や避難行動を促すなどの情報を伝達する。	総務課
防災備蓄品管理事業	災害発生時に、必要な備蓄品の数量を確保するとともに、防災備蓄倉庫内の賞味期限、使用期限のある非常食等の入れ替えや資器材の点検・修繕を行い、防災備蓄品を適正に管理する。 感染症予防対策の観点から、防災備蓄品の検討を行う。	総務課
防災意識向上事業	広報・ホームページに防災関係記事を掲載し防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災訓練の実施により住民の防災意識の向上を図る。	総務課
自主防災組織の育成	自主防災組織設置促進、地域での資器材の整備補助を行う。各自治区長への個別説明や区会への参加により、組織の結成を促進する。	総務課

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
消防団の組織強化	新規団員の加入促進を行いながら、活動を支援する。	総務課
交通安全推進事業	園児及び児童生徒への交通安全教室の開催、交通安全の知識の普及を図る。 地域の交通安全施設の状況を把握し、維持管理に努める。	総務課
防犯灯の設置・修繕	児童生徒及び住民の安全確保のため、防犯灯の設置、維持管理を行う。	総務課
防犯啓発	「くじゅうくり安全・安心メール」による防犯情報の配信及び広報に防犯関連情報を掲載する。	総務課
消費生活対策事業	消費者の安全を確立させるため、他市町との広域連携を図り、多様な消費者問題に対応できるよう推進していく。	産業振興課
感染症対策	感染症に関する適切な情報の提供に努める。感染症予防について住民に周知・啓発を図る。	健康福祉課

地域(自助・互助・共助)の取組み
身近な地域の中で、危ないと感じる場所や施設、高齢者や障がい者、子どもづれの利用に配慮されていない施設等を日頃から気をつけ、機会があったら地域の人に知らせたり、話し合ったりしましょう。
地区内のあいさつ運動や見守り活動・地域安全活動に参加・協力しましょう。
日頃から広報・ホームページ等の防災情報をみておきましょう。
自主防災組織の活動や避難訓練等の地域の防災活動に参加しましょう。
災害時に支援が必要な人を地域内で把握し、日頃からの声かけや災害時の安否確認、連絡・支援体制づくりに努めましょう。
「九十九里町防災情報(ハザードマップ)」等を活用し、避難場所や家族との連絡方法等を話し合っておきましょう。
災害時に備えて、3日間分の水・食料等の備蓄を心がけ、貴重品や処方薬等を入れた非常用持出袋を準備しましょう。
新しい生活様式をはじめ感染症予防について情報を入手し、家庭や職場から感染症対策に取り組みましょう。

(2) 住環境と生活環境の向上

高齢者や障がいのある人が様々な制限にとらわれることなく外出し、それぞれの能力を活かしながら就労や趣味、地域活動に参加できる環境づくりに向けた住宅改修や建物・道路・公園等の施設のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った環境の整備を図ります。

住宅の改修が必要と判断される人に対し、福祉サービス等の住宅改修の利用を促進し、在宅生活を支援します。生活困窮世帯に対しては、就労支援等と合わせて居住環境の提供に努めます。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
道路環境の向上	自治区要望により緊急性を考慮し工事を行う。 舗装修繕計画により補修工事を実施する。	まちづくり課
空き家のデータベース整備	空き家等の適正管理及び利活用促進のため空き家等対策を実施する。	まちづくり課
公営住宅の適正な管理運営	町営住宅の適正な維持管理に努める。	まちづくり課
住宅改修費の給付、福祉用具、日常生活用具の貸与等	在宅生活を支えるため、住宅改修や福祉用具貸与、日常生活用具の支給等を行う。	健康福祉課 社会福祉課

地域(自助・互助・共助)の取組み
ゴミの分別方法、収集日等ゴミの出し方のルールを家族にも伝えて、みんなで守るようにしましょう。
ゴミを減らすことを意識したり、無駄がないように工夫しましょう。
バスや電車等の公共交通を利用したり、節水は、自分が身近にできる環境対策です。身近なことから少しずつ取り組みましょう。
環境美化活動やリサイクル活動に参加・協力しましょう。
町内のバリアフリーに配慮した施設や設備を知り、みんなで大事に利用しましょう。
地域内で改善が必要な道路や危ない場所等を見つけたら、町に連絡しましょう。
高齢者や障がいのある人等が段差や移動等で困っていたら、手助けしましょう。

(3) 外出・移動・社会参加を支援する取組みの推進

高齢者や障がい者の社会参加を支援するため、移動支援事業、福祉タクシー利用助成事業等の利用を継続して促進します。

施設通所・通院交通費補助や外出支援サービスの周知を図り、障がいのある人の外出を支援します。自動車改造費助成事業や、公共交通機関の運賃の割引制度の周知を継続します。

福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、よりわかりやすい情報提供に努め、情報が入手しやすい、意思疎通が図れることに配慮した情報入手環境づくりを進めます。

シルバー人材センターでの地域の高齢者の就業機会の確保と、合理的配慮の視点にたった福祉的就労の拡大により、社会活動への参加を促進します。

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
福祉タクシー利用助成事業	重度心身障がい者に福祉タクシーの利用券を配布し、社会参加を促進する。	社会福祉課
公共交通対策事業	公共交通会議を通じ、路線バス・タクシー等の公共交通の充実及び交通弱者が安心して利用できる交通手段の確保について検討していく。	企画財政課
社会参加として就業の場の提供	高齢者や障がい者の仕事を通じた積極的な社会参加を促進する。	健康福祉課 社会福祉課
情報提供の充実	広報・ホームページ等により、町からの情報提供に努める。情報を入手することが困難な世帯等には、公共施設や町内のスーパー等に置き、町からの情報が行き渡るよう広報の設置場所の拡充を図っていく。	総務課
広聴活動の促進	町政への意見・要望等を聴きとるため、「町長への手紙」やホームページの「問い合わせフォーム」等の利用促進を周知し、広聴活動の促進に努める。	総務課

地域(自助・互助・共助)の取組み

路線バス等公共交通をもっと利用しましょう。
高齢者や障がい者の社会参加を支援するサービスについて知りましょう。
障がい者の手引き等を活用しましょう。
乗り合わせで外出できるような地域コミュニティ(近所づきあい・友達)をつくりましょう。
高齢者や障がい者は、地域の力として、かけがえのない存在であることを知りましょう。高齢者の経験を活かしたり、障がい者が活躍できる場があることを知りましょう。
高齢者や障がい者が身近な地域、職場等で就労できるように支援しましょう。
シルバー人材センターの活動や、福祉作業所の活動に関心をもちましょう。

(4) 権利擁護支援の推進（成年後見制度利用促進計画を含む）

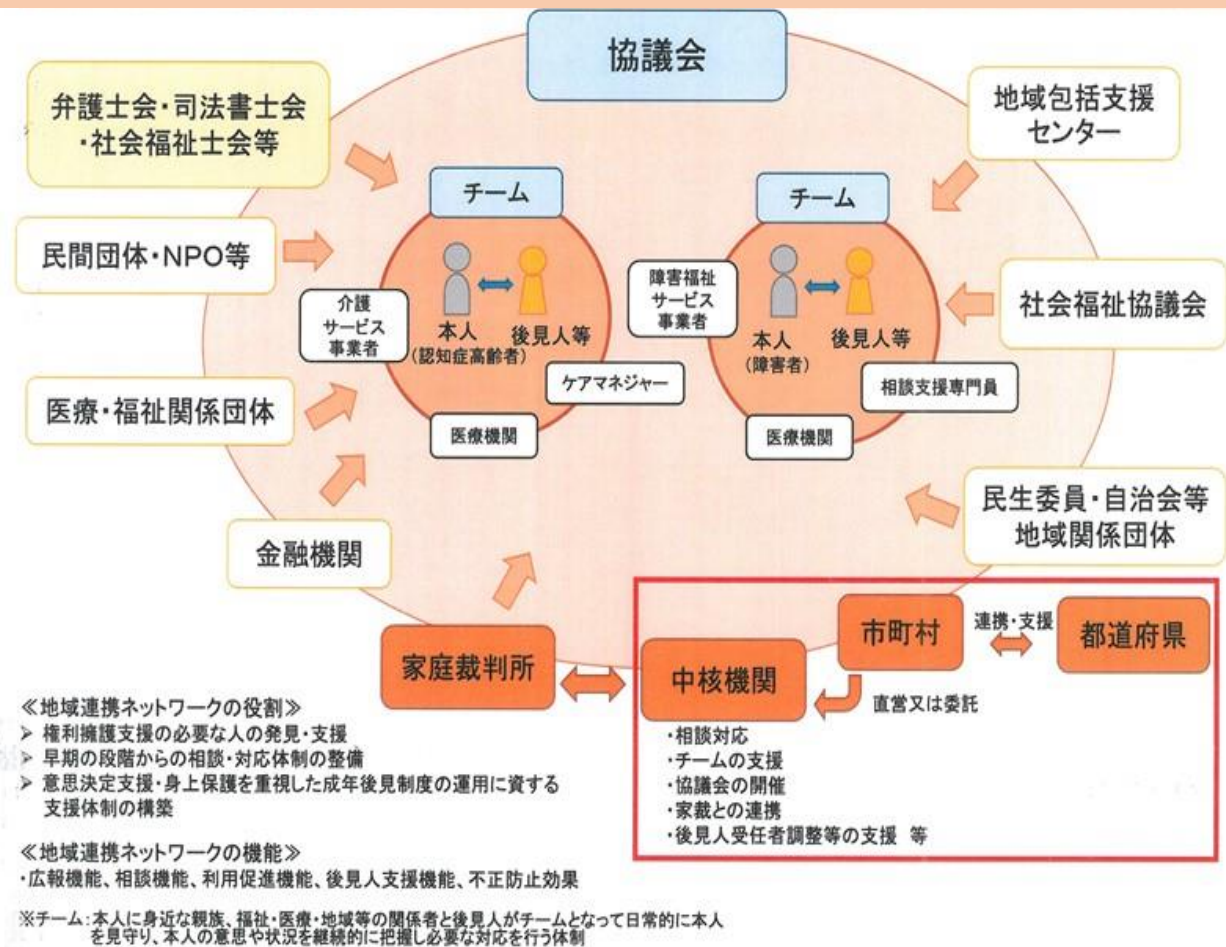
判断能力の十分でない認知症高齢者、重度の知的障がい者、精神障がい者等は適切な福祉サービスを選択し、利用しながら地域での暮らしを継続できるように支援することが重要です。このため、引き続き権利擁護支援に係る施策に取り組み、専門機関との連携強化に努めていきます。

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の普及・啓発に努め、制度利用につなげていきます。また、今後の制度利用者の増加に対応できるように、新たな担い手としての市民後見人の養成、市民後見人、親族後見人等の活動支援に取り組みます。

今後は、地域連携ネットワークの中核機関設置と専門職や関係機関による「協議会」の設置を検討し、推進方針を協議し、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者や後見人等により「チーム」を支援するしくみづくりを目指して取り組んでいきます。

高齢者や障がい者等判断能力が不十分な方に日常生活自立支援事業の制度の啓発と利用の促進に努めます。

地域連携ネットワークのイメージ



(厚生労働省資料)

主な取組み

主な施策	取組み方向	担当課 (関係機関)
成年後見制度利用 支援事業	町長による成年後見申し立て及び申し立ての費用、後見人への報酬費用の助成を行う。	健康福祉課 社会福祉課
相談窓口・広報	広報・ホームページにより、成年後見制度等の周知を図る。	健康福祉課 社会福祉課
連携ネットワークの 構築	相談機能及び情報連携の核となる中核機関設置及び連携ネットワークを検討する。 地域住民とともに町・司法・民間等が一体的に連携・協力し支援を行うシステム構築を検討する。	健康福祉課 社会福祉課
後見人等支援機能の 構築	各関係機関等のネットワークを活用し、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努める。	健康福祉課 社会福祉課
市民後見人の養成	認知症や障がい特性を理解した上で支援を行う担い手の育成のため市民後見人養成講座等を実施できる環境整備に努める。	健康福祉課 社会福祉課 (社協)

地域(自助・互助・共助)の取組み

認知症や障がい等で判断力が低下した人の権利を擁護する窓口や取組みがあることを知しましょう。

地域で困っている人からの相談を受けたら、民生委員児童委員、町の相談窓口を紹介しましょう。



第5章 九十九里町地域福祉活動計画

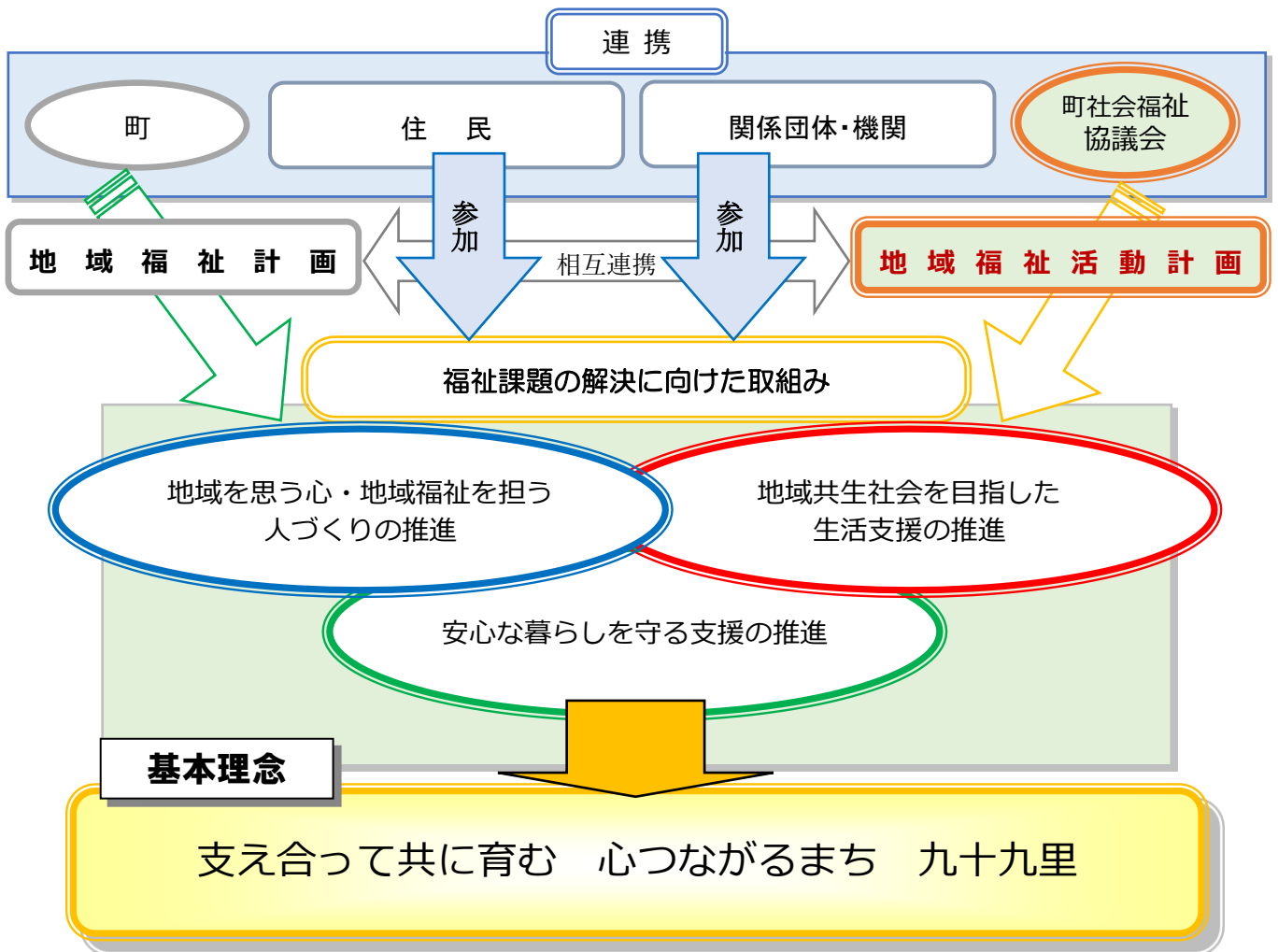
1. 九十九里町地域福祉活動計画の策定にあたって

社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法で、全国、都道府県、市町村を単位に設置されてきました。平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、市町村社会福祉協議会は、地域住民とともに住みよいまちづくりを進めていくことを目的として同法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている民間の福祉団体に位置づけられています。また、同法第4条では地域での生活を総合的に支援するための「地域福祉の推進」が掲げられ、地域住民や福祉関係者等の自主的な地域福祉活動への参画による地域に根ざした福祉を進めていく上で、社会福祉協議会の役割が重要であることが明確にされました。

全国社会福祉協議会が平成15年11月に示した『地域福祉活動計画策定指針—地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画—』では、地域福祉活動計画は「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の行動・活動計画である」とされています。

住民が地域を担う一員として自分の地域について考え、地域で協力して地域共生社会に向けて進めるための具体的な取組みを位置づける計画として、地域福祉活動計画は地域福祉計画と理念を共有して一体的に策定し、連携して推進します。地域福祉の推進にあたっては、住民、関係団体、町、社協が連携して推進していきます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携した推進



2. 社会福祉協議会事業の概要・実施状況

基本目標1 地域を思う心・地域福祉を担う人づくりの推進

(1) 地区社会福祉協議会活動への支援

ひとり暮らし高齢者等が引きこもりにならないよう、地区内の推進委員による見守り活動やサロン活動等を支援します。

町内には、片貝・作田地区社会福祉協議会と豊海地区社会福祉協議会の2地区の社協があり、両地区の活動を物心両面から支援します。地区社会福祉協議会の活動では、サロン活動の他、ふれあいバス旅行、ふれあいお楽しみ会、ふれあいグラウンドゴルフ大会、ふれあい広場等が行われています。

サロン活動は月に1度、地域内で集まり、踊りやカラオケ、体操等を行い、地域の親睦を深めています。年に1度お出かけをし、出かける機会の少ない方々と地域内のサロン参加者を対象に日帰り旅行を実施しています。

ふれあいバス旅行は、ひとり暮らし高齢者を対象に、日頃遠出が困難な方とともに日帰り旅行を実施しています。引きこもりを防止することを目的に地域コミュニティづくりとして実施しています。

ふれあいお楽しみ会は、地区内の園児によるお遊戯や歌の披露、小学校児童による作文の朗読等、世代間交流の場として、ふれあいを通じて相互の親睦と忘れがちな思いやりの心を育て、安心して住みよい支えあいのある地域づくりの実現を目指し、継続し実施します。

ふれあいグラウンドゴルフ大会は地域内の小学校児童と世代間交流を目的として実施、グラウンドゴルフを通じて親睦を図り、思いやりと支えあいの心を育てるため、断続的に実施します。

ふれあい広場は、輪投げやけん玉、お手玉等、昔の遊びを子どもから高齢者まで年齢層の異なる方々のふれあいの場となっており、健康コーナー等があります。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
片貝・作田地区社会福祉協議会	ふれあいバス旅行、 ふれあいお楽しみ会 ／毎年開催 おでかけサロン／サロ ン活動2か所毎月開催	ふれあいバス旅行、 ふれあいお楽しみ会 ／毎年開催 おでかけサロン／サロ ン活動2か所毎月開催	ふれあいバス旅行、 ふれあいお楽しみ会 ／毎年開催 おでかけサロン／サロ ン活動2か所毎月開催
豊海地区社会福祉協議会	ふれあいグラウンドゴ ルフ大会、ふれあいお 楽しみ会、ふれあい広 場／毎年実施 おでかけサロン／サロ ン活動毎月開催	ふれあいグラウンドゴ ルフ大会、ふれあいお 楽しみ会、ふれあい広 場／毎年実施 おでかけサロン／サロ ン活動毎月開催	ふれあいグラウンドゴ ルフ大会、ふれあいお 楽しみ会、ふれあい広 場／毎年実施 おでかけサロン／サロ ン活動毎月開催

(2) ボランティア活動の推進

誰もが気軽に自分のできる範囲で参加できる環境づくりが大切です。そのため、各ボランティア団体との連絡調整を行い、常にボランティア活動に関する情報を提供します。

主な事業としては、各ボランティア団体との連絡調整を行いボランティア連絡協議会への協力、災害ボランティアセンターの立上げ訓練、各種ボランティア講座の開催、ボランティア保険の加入対応、ボランティア活動費の助成を行います。また、ボランティアの発掘と育成に努めます。さらに、ボランティアによる使用済切手回収やプルタブ回収も行われています。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
個人ボランティア 登録数	22 名	25 名	33 名
団体ボランティア 登録数	10 団体 147 名	10 団体 138 名	10 団体 293 名
災害ボランティア 登録数	13 名	13 名	16 名
学生ボランティア 登録数	-	1 名	-
ボランティア養成講座 参加数	30 名	-	23 名

(3) 福祉教育の推進

幼少期からのボランティア活動や福祉教育に関する活動が必要なため、町内のこども園、小中高等学校等へ助成し、次代を担う子どもたちが、将来地域福祉の担い手として成長するための教育及び地域における福祉意識の向上に努めます。

主な事業としては、街頭募金等ボランティア活動の推進、体験学習への協力、福祉活動への助成等を行っています。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
福祉まつり	高校生 16 名参加	高校生 15 名参加	-
歳末街頭募金運動	小・中学生 23 名参加	小・中学生 31 名参加	小・中学生 25 名参加

(4) 共同募金運動への協力

社会変化のなか、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町をよくするしくみ」として取り組んでいます。例年10月1日から実施している赤い羽根共同募金運動への協力として、自治区、職域、法人事業主等へ募金の協力を依頼しています。また、12月1日から実施している歳末たすけあい募金についても赤い羽根共同募金運動と同様に実施しています。これら募金活動を行う九十九里町支会の運営(事務局)について、社協がその任を担っています。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
赤い羽根共同募金	3,442 世帯	3,254 世帯	3,270 世帯
歳末たすけあい募金	2,787 世帯	3,297 世帯	3,233 世帯

(5) 日本赤十字社活動資金への協力

赤十字奉仕団による「1日赤十字」や包帯法訓練活動を通じて地域に根差したボランティア活動をしています。また、自治区を通じて活動費の協力依頼、法人社資の募集運動を行っています。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
赤十字奉仕団人数	39 名	39 名	38 名

(6) 地域福祉活動推進事業

○椅子、テント、ポップコーン機、綿菓子機の貸出

地域のふれあいの活動に利用するため、貸出しを行います。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸出件数	延 82 件	延 134 件	延 162 件

○高齢者疑似体験セットの貸出

福祉教育の一環として整備した高齢者疑似体験セットを主に小中学校等に貸出し、高齢者等の状態を疑似体験することで、高齢者や障がい者に対する理解やボランティアに対する関心を深めてもらい、福祉教育の一助とします。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸出件数	2 件	6 件	0 件

○広報啓発活動

ホームページやSNS(フェイスブック、インスタグラム)、社協だより(年3回発行)による社協の情報を発信、またチラシを作成し、自治区への住民参加を促進、福祉イベントの開催等を通して、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指して地域福祉活動の発信を行っています。

○各種団体等への支援

町から受託をし、事務局として各福祉団体の活動を支援しています。

実施状況

	活動内容
身体障害者福祉会	障がい者同士の親睦や交流を深め、情報交換の場として活動しています。
手をつなぐ親の会	障がい児の教育と福祉の向上を目的に活動しています。
遺族会	戦没者遺族の親睦、福祉の増進を目的に活動しています。
ダイヤモンドクラブ 連合会	20 クラブ、903 名で構成されており、高齢者の「生きがいづくり」「健康づくり」「仲間づくり」としての活動の場です。

基本目標2 地域共生社会を目指した生活支援の推進

(1) 地域福祉活動推進事業

○福祉車両*貸出事業

移動が困難な心身障がい者及び高齢者に対し、車いすに乗ったまま、またはストレッチャーに寝たまま乗れる福祉車両の貸出を行います。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ゆうあい号*貸出 (町受託)	41 件	47 件	23 件
福祉車両貸出	-	5 件	22 件

○高齢者外出支援事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が住み慣れた地域で住み続けることができるように、ボランティアや福祉施設の協力によりスーパーや医療機関への外出を支援します。70歳以上でひとり暮らし、もしくは高齢者のみ世帯の方が対象となります。運転・誘導ボランティアの協力のもと、片貝地区、豊海地区、作田地区に分かれ月2回、町内スーパーでの買物や通院の送迎を乗り合いで行います。また、町内福祉施設の協力を得て、地区ごとに3か月に1度、町内外の商業施設への外出を支援します。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
買物利用者	延 363 人	延 370 人	延 510 人
医療機関	延 14 人	延 34 人	延 43 人
年末お買物	延 25 人	延 21 人	延 19 人
おでかけバス (ボランティア含)	-	延 40 人	延 12 人

* 福祉車両(軽自動車): 車いすに乗ったまま移動できる車両。小回りが利く軽自動車です。通院や買い物等様々なニーズに応えられます。

* ゆうあい号(町受託): 車いすに乗ったまま、あるいはストレッチャーに寝たまま移動できるリフト付きワゴン。令和2年10月に車両が新しくなり、車いす2台、もしくは車いす1台とストレッチャーを乗せることが可能となり、より幅広いニーズに応えられるようになりました。

○生活支援体制整備事業

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加するなかで、地域で支え合う地域づくり協議体の事務局として、課題の掘り起こしと解決のための検討及びサービスの創出に取り組めます。また、ボランティアや地域住民と連携しながら多様なニーズに応え、高齢者等の社会参加及び生活支援、介護予防の充実と推進を図ります。既存の外出支援と送迎ボランティアによる「通いの場」等への送迎との相互交流に発展させます。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
東金市内商業施設、町内海の駅への外出支援	-	-	町内2福祉施設の協力により実施

○福祉機器等貸与事業

介護保険を利用していない方で、旅行やけがの治療、一時退院等で介護機器が必要になった時に、車いす、ギャッジベッド、ポータブルトイレ等も貸出すことで日常生活と介護への支援を図ります。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
更新件数	42 件	25 件	45 件
新規貸出件数	11 件	17 件	-

○フードドライブへの協力

まだ食べることができるのに、様々な理由で破棄されてしまう食品や食材を企業や家庭等から引き取り、食料を必要としている方々に無償で届ける活動です。広報や社協だより、SNSを通じて住民に呼びかけ食品の寄付を募っています。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
フードドライブへの協力	年3回実施 50 件 894.7 kg	年3回実施 58 件 1,453.4 kg	年3回実施 51 件 1,340.5 kg

○配食サービス

婦人会の協力を得て、ひとり暮らし高齢者宅に8月を除く月に1回食事を届け、見守りと安否確認を行います。この活動で、高齢者の福祉課題等の情報収集を行います。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
配食サービス	11 回 延 1,070 人	11 回 延 1,060 人	11 回 延 798 人

(2) 生活福祉資金貸付事業

町内に居住する低所得者世帯等に対し、無利子及び低利での貸付を行うことで生活困窮者の自立の促進を図ります。また、必要であれば関係機関につなげ継続的な支援を行います。特例貸付として新型コロナウイルスの感染拡大により、失業した方や減収となった方の相談援助をするとともに貸付手続業務を行います。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
町資金貸付	3 件	1 件	3 件
県受託貸付	4 件	8 件	11 件
相談件数	77 件	39 件	56 件

(3) 各種相談事業

○心配ごと相談所の運営

月1回第4水曜日に開設しています。日常生活のあらゆる悩みごとや心配ごとを、民生委員を主体とした相談員が問題の解決に向け支援を実施します。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	7 件	6 件	5 件
運営委員会開催	1 回	-	-

○弁護士相談所の運営

月1回第3水曜日に開設しています。遺言や相続に関すること、住民トラブルや生活上の問題等、法律に関する専門的な問題を弁護士が無料で相談に応じます。1人30分間、予約制で実施しています。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	59 件	59 件	56 件

○コミュニティソーシャルワーカー(CSW)福祉相談室の運営

社協事務局内に随時相談できる窓口を開設し、地域において生活上の問題を抱える方や援助を必要としている方々に対して必要なサービスを提供するとともに専門機関への的確な橋渡しを実施します。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	13 件	4 件	7 件

○何でも相談所の運営

月1回第2火曜日に開設し、行政に関する問題(要望や苦情、意見等)や人権に関する問題(いじめや暴力、差別等)を抱える相談者に対し、行政相談員及び人権相談員が相談に応じます。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	4 件	10 件	3 件

(4) 子育て応援事業

子どもの誕生を祝い、子育てを応援するため、ベビー用品等を贈呈するとともに、社協を子育て世代に広く周知します。子育て応援の主旨に賛同いただいたメーカーから提供された紙おむつの他、エコバッグやミニタオルを配布しています。事業を通じ、今後のボランティア活動等への参加を促進します。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
配布件数	3 件	41 件	41 件

(5) 福祉作業所の運営管理

福祉作業所(地域活動支援センターⅢ型)の指定管理団体として社協がその運営管理を実施しており、就業が困難である方々に対し創作や作業、地域との交流の場を提供しています。幼児用防護用品の作成や割りばしの袋抜き等の作業の他園芸実習や調理実習等の社会参加訓練を行い、利用者の福祉向上と社会参加の促進に努めます。また、社協だよりやSNSを通じて福祉作業所の活動や利用者の様子等を伝え、福祉作業所の周知拡大を図っています。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
福祉作業所の運営	利用者数9名 延開所日数 237 日 延利用者数 1,715 名	利用者数9名 延開所日数 238 日 延利用者数 1,689 名	利用者数8名 延開所日数 236 日 延利用者数 1,612 名
利用者の自立促進、 社会参加活動	実施	実施	実施
身体測定	毎月実施	毎月実施	実施
歯科検診	-	-	実施
健康体操	実施	実施	実施

(6) シルバー人材センターの運営

多様な就業により、健康維持及び仲間づくり等、高齢者の生きがいづくりと社会参加の場を提供します。また、シルバー人材センター事業を円滑に進めるため、運営委員会、安全委員会の開催、会員の意欲向上のため会員研修を開催しています。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
シルバー人材センターの運営	会員数 45 人 1,335 件	会員数 43 人 1,159 件	会員数 41 人 1,138 件
会員研修の開催	1 回	1 回	1 回
運営委員会の開催	1 回	2 回	1 回
安全委員会の開催	2 回	2 回	1 回



基本目標3 安心な暮らしを守る支援の推進

(1) 日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者の方々が安心して自立した生活が送れるように、契約に基づき必要な支援を行います。定期的な訪問で福祉サービス、利用援助や日常的な金銭管理を実施します。また、支援する計画に基づき定期的に訪問してサービスの援助を担う生活支援員の発掘、育成も行うとともに関係機関との調整も図っています。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
契約件数	21 件	20 件	20 件
支援回数	332 件	346 件	372 件
ケース会議	8 件	6 件	4 件
生活支援員養成研修	1 名	-	2 名
生活支援員研修会	4 名	-	-
現任生活支援員	16 名	14 名	11 名
登録生活支援員	7 名	8 名	9 名

その他の事業

(1) 自主財源の確保

社協は、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されています。住民組織を基礎会員とし、各世帯の会員を一般会員、役員、評議員等を賛助会員、また法人企業・福祉施設・篤志家等を特別会員として位置づけ、趣旨に賛同いただける方々に会員加入と会費の協力を頂いています。

(2) 法人運営事業

○理事会等の開催

福祉関係者等で組織され、社協の法人運営上の様々な課題について、計画立案及び進捗管理を行います。

理事9名、監事2名、評議員13名で構成され、理事会・評議員会の開催、会計監査の実施、役員及び職員研修の実施をしています。

実施状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
理事会の開催	全 4 回	全 3 回	全 3 回
評議員会の開催	2 回	2 回	2 回
評議員選任・解任 委員会の開催	-	1 回	-
会計監査の実施	1 回	1 回	1 回
内部経理監査の実施	随時	随時	随時
役職員研修の実施	1 回	1 回	1 回

3. 基本目標

基本目標1 地域を思う心・地域福祉を担う人づくりの推進

基本施策	施策の方向
(1)福祉に関する啓発・情報発信の推進	<p>福祉教育の一環として整備した高齢者疑似体験セットを小中学校等に貸出し、高齢者の日常的な動作を体感してもらい、高齢者に対する接し方や思いやりの醸成を考えるきっかけづくりの一助とします。</p> <p>また、街頭募金等地域と学校が連携した活動を通して、若い世代が地域福祉の担い手として成長するための場を今後とも継続的に提供するとともに、地域と教育現場に情報提供を行い、地域福祉活動に子どもたち等が参加しやすい環境づくりを促進します。</p>
(2)居場所づくり・拠点づくりによる交流の促進	<p>片貝・作田及び豊海地区社会福祉協議会では、地域の高齢者を支える活動を中心に組織されており、その活動は各地域に浸透してきています。特に毎月実施している「ふれあいサロン」は、高齢者の集いの場であり、仲間づくりの場として定着していることから、継続的に実施するための支援を行います。</p> <p>また、高齢者や障がい者及び子どもたちが歩いて参加することができる身近な所にふれあいの場を設置できるよう努めるとともに、ふれあい活動に利用できる用具や器具の貸出を促進します。</p> <p>地域で活動する各種団体は、地域福祉推進において重要な役割を担っていることから助成金を交付するなどの側面的な支援を行います。</p>
(3)地域福祉に係る人づくりの推進	<p>ボランティア活動については、「社協だより」等で広報するとともに町の協力のもと色々なPRをしています。引き続き様々な機会を通して、ボランティアや福祉に関する意識の向上に努めます。</p> <p>小学校高学年を対象としたボランティア養成講座を開催し、子どもの頃からボランティア活動等を体験することによって、将来の地区社会福祉協議会推進委員や新たな分野での活動につなげる仕組みづくりを検討します。</p> <p>また、継続した福祉サービスを提供するために、安定した財源の確保が必要であることから、社協会員への加入促進を図るとともに、主要な財源である「赤い羽根共同募金」運動についてもこれまで以上に力を入れて実施し、助け合い・支え合いの精神を養います。</p>

基本目標1 地域を思う心・地域福祉を担う人づくりの推進					
具体的な取組み	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
児童生徒の福祉体験学習	→				
☆福祉教育・福祉活動に関する啓発	→				
☆地区社会福祉協議会活動の支援	→				
☆地区社会福祉協議会活動の担い手の育成	拡充	拡充	→		
ボランティアセンターの運営	→				
ボランティア・NPO等団体への支援	→				
ふれあいサロンの活動支援	拡充	→			
☆ゆうあい訪問活動支援	拡充	→			
地域との協働	→				
町との連携	→				
民生委員児童委員等の活動支援	→				

(☆は重点施策)



基本目標2 地域共生社会を目指した生活支援の推進

基本施策	施策の方向
(1)健康支援・介護予防の連携した推進	<p>地区社会福祉協議会が実施している「ふれあいサロン」において、健康づくり運動や介護予防に関するお知らせ等を取り入れて実施していますが、今後は高齢者等のあらゆる困りごとにも対応できる身近な相談相手としての活動も展開していきます。</p>
(2)地域包括ケアシステムの推進	<p>認知機能や身体的機能の衰え等により日常生活に支障をきたす方々を対象に、日常生活自立支援事業「すまいる」を実施していますが、この事業は高齢または障がいがあることによって日常生活が困難な個人を対象にしています。</p> <p>また、生活困窮者に対する資金援助等の相談にも応じ、特にコロナ禍による生活を支援するための生活福祉資金の貸付を行っています。</p> <p>これらの事業の対象者を見てみると、一人ひとりが複雑に多様な課題を抱えていることから様々なサービスを結びつける必要があり、それらのサービスを提供することによって在宅での生活を続けていくことが可能になると考えられます。</p> <p>引き続き、これらの事業を通して一人ひとりの在宅生活を支えていきます。</p>
(3)包括的な相談支援体制の確立	<p>心配ごと相談や何でも相談等各種相談機関がそれぞれの立場で活動していますが、それらの相談機関が一堂に会する機会がありません。</p> <p>悩み事を抱える住民の声を真摯に受け止めるとともに、その住民に寄り添ってその悩み事を解決に結びつけることが相談員の役割でもあります。</p> <p>これらを踏まえ、相談機関が一堂に会する「九十九里町相談機関連絡会議」(仮称)を設置し、各種相談機関の情報の共有化を図ります。</p> <p>相談所についての広報や相談員の研修等様々な事業を行い、最終的には誰もが何でも安心して相談することができる相談所の設置につなげます。</p>
(4)多様なサービスの提供体制の確保と福祉サービスの質の向上	<p>介護保険サービス未利用者や制度のはざまにある方等を対象に、車いすやギャッジベッド等の福祉機器、高齢者等の移動手段としての福祉カーの貸出を行っています。</p> <p>また、ひとり暮らしで車のない方や運転免許を返納した方等を対象に、町内への買い物及び通院等の外出支援サービスを、町内福祉施設及びボランティアの協力を得て実施しています。</p> <p>今後は、利用者の要望を取り入れ、より細やかなサービスの提供に努めます。</p>

基本目標2 地域共生社会を目指した生活支援の推進					
具体的な取組み	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
広報紙の発行と情報提供	拡充				
心配ごと相談					
☆相談支援体制の充実	拡充	拡充			
☆CSW福祉相談	拡充				
福祉サービスと福祉活動との連携					
車いすの貸付等					
生活福祉資金等の貸付					
福祉サービスの質の向上					

(☆は重点施策)



基本目標3 安心な暮らしを守る支援の推進

基本施策	施策の方向
(1) 安全・安心の地域づくりの推進	ひとり暮らし高齢者を対象にした配食サービスを、婦人会等の協力のもと月1回実施しています。今後も見守り活動の一環として継続していきます。また、地区社会福祉協議会が実施している「ゆうあい訪問事業」についても、推進委員による身近な頼れるご近所さんとしての活動を支援します。
(2) 住環境と生活環境の向上	電球の交換やゴミ出し等、高齢者や障がい者にとっては重労働である日々の生活上のお手伝いを、民生委員児童委員等近隣によるボランティアとして活動しやすい仕組みづくりを検討します。
(3) 外出・移動・社会参加を支援する取り組みの推進	現在実施している高齢者外出支援サービスは、今後ニーズを取り入れながら継続していきます。 また、ふれあいサロンへの参加や福祉まつり及び敬老祭等への参加も送迎がなければ参加できないという状況にあります。 これらの課題を解決するための方策として、利用者も支援者も会員として登録し、利用者が望むサービスを有償で提供するという「住民参加型在宅福祉サービス」の実施を検討します。
(4) 権利擁護支援の推進(成年後見制度利用促進計画を含む)	日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を生活支援員や専門員が訪問して支援する事業です。高齢者世帯の増加に伴う利用者の増加に対応するため、生活支援員を養成し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援するとともに、必要に応じて成年後見制度への移行を支援します。

基本目標3 安心な暮らしを守る支援の推進					
具体的な取り組み	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
☆災害ボランティアセンターの設置運営訓練					→
地域安全活動の推進					→
☆見守り活動					→
高齢者外出支援サービス					→
住民参加型在宅福祉サービス	検討	検討	実施		→
☆地域福祉権利擁護					→
地域福祉活動計画の進行管理	新規				→
事務局職員の人材育成	拡充				→
県社会福祉協議会との連携強化					→
社協の活動情報の提供					→

(☆は重点施策)

4. 横断する福祉課題への取組み（重点施策）

地域福祉に関するアンケートや地域福祉懇談会で出された意見をふまえ、本計画期間において横断する福祉課題の解決に向けて、以下の重点施策に取り組みます。

横断する福祉課題	活動計画・計画期間の取組み
重点施策1 福祉サービス等の周知・相談	<p>福祉サービス等を必要とする人に必要な情報が提供されるためには、福祉サービスを周知していく必要があります。社協では、福祉事業やサービスを広報・ホームページに掲載するとともに、日ごろの活動をタイムリーに掲載するために SNS を活用して、その周知を図っています。</p> <p>福祉サービス等を的確に利用するための第一歩として相談があげられますが、社協にはコミュニティソーシャルワーカーという福祉サービスに熟知した職員が配置されています。今後も相談者の支援に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす、ギャッジベッド、ポータブルトイレ等の貸出 ・高齢者疑似体験セットの貸出 ・フードドライブへの協力 ・日常生活自立支援事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・弁護士相談 ・心配ごと相談 ・何でも相談（人権・行政相談） ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）福祉相談 ・子育て応援事業 ・広報、啓発活動 ・就学前児童お祝事業 ・福祉作業所の管理運営
重点施策2 ひとり暮らし等の高齢者の生活支援	<p>高齢者の身近な所に、民生委員児童委員・地区社会福祉協議会推進委員・婦人会員等のボランティアがいます。</p> <p>高齢者が生活していくうえで必要とする支援はそれぞれ異なることから、各高齢者それぞれのニーズに即したサービスの提供を検討する必要があります。</p> <p>従来から実施している「ゆうあい訪問」や「配食サービス」等の見守り活動を充実させるとともに、各自治区と連携した個別支援台帳（仮称）の整備について検討します。</p> <p>福祉課題を抱えている人に必要な支援をしていくためには、課題を共有し、分野横断的な支援につなぐキーパーソンが必要です。その困り感や生活しづらさに気づき、支援につなぐ役目を持つ人を養成するための方策を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者外出支援サービス事業 ・地区社会福祉協議会活動（ゆうあい訪問） ・配食サービス事業 ・シルバー人材センター事業

横断する 福祉課題	活動計画・計画期間の取組み
重点施策3 居場所・集まる 場の確保	<p>地区社会福祉協議会が実施している「ふれあいサロン」等の地域福祉活動を今後とも支援し、いつまでも元気で安心して暮らし続けることができるようにします。また、閉じこもり等を防止するために身近に集まれる場の確保や、ふれあいサロンを運営する推進委員を養成、確保する必要があることから、各自治区等の協力を得ながらその発掘育成に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会活動 ・生活支援体制整備事業 ・椅子、テント、ポップコーン機、綿菓子機の貸出 ・福祉教育の推進 ・福祉団体助成事業
重点施策4 移動支援	<p>ひとり暮らし高齢者等が買物や通院等をする場合、ボランティアと社会福祉施設の協力による買物や通院等の移動を支援しています。今後は、利用者のニーズに即した移動サービスについて、住民も利用者も同じ会員として登録し、サービスを受けるたびにその費用を負担するという有償ボランティア※等も活用した住民参加型の移動サービスを検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者外出支援サービス事業 ・生活支援体制整備事業 ・福祉車両の貸出 ・ゆうあい号の貸出
重点施策5 防災対策と 災害時の助け 合い	<p>災害時の避難場所への移動は喫緊の課題です。そのためには、日ごろから近隣の共助が必要であることから、各自治区への働きかけを町と連携して行います。災害ボランティアセンターを迅速に設置し、住民のニーズに応じたボランティア活動が円滑に進められるような体制整備が重要です。災害発生時に災害ボランティアセンターの運営には、現場で活動するボランティアの育成が必要であることから日赤奉仕団等の災害ボランティア研修会、炊き出し訓練、実地訓練を行います。また、災害ボランティアセンターを設置し、当面の運営資金等にあてるため、「災害積立基金」を新たに創設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の推進 ・日本赤十字社資、法人社資募集運動 ・地域奉仕団の発掘と育成 ・地区社会福祉協議会活動の推進 ・災害ボランティア養成講座 ・災害ボランティア積立基金

※ 有償ボランティア：ボランティア活動を行い、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭を得る活動のことです。

第6章 資料編

○九十九里町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和元年 6 月 18 日

告示第 18 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、九十九里町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、九十九里町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内とし次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 議会の代表
- (2) 自治区の代表
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 医療関係者
- (5) 福祉施設の代表
- (6) 教育関係の代表
- (7) 学識経験者
- (8) 公募による町民

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの日とする。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、九十九里町社会福祉課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	役 職	氏 名	備 考
1	九十九里町議会議員	鐘 田 貴 俊	議会の代表
2	九十九里町自治区連絡協議会会長	宮 内 茂 雄	自治区の代表
3	九十九里町社会福祉協議会会長	杉 田 慎 一 郎	◎委員長 福祉団体の代表者
4	豊海地区社会福祉協議会会長	小 澤 君 代	福祉団体の代表者
5	片貝・作田地区社会福祉協議会 会長	清 水 興	福祉団体の代表者
6	九十九里町民生委員児童委員 協議会会長	小 松 倉 敏	○副委員長 福祉団体の代表者
7	九十九里町保護司更生保護女性 連絡協議会副会長	中 村 美 津 子	福祉団体の代表者
8	九十九里町ボランティア連絡 協議会会長	秋 原 勲	福祉団体の代表者
9	九十九里町ダイヤモンドクラブ 連合会会長	山 田 康 夫	福祉団体の代表者
10	九十九里町地域包括支援センター	井 上 淳 子	福祉団体の代表者
11	九十九里町手をつなぐ親の会会長	川 嶋 久 江	福祉団体の代表者
12	医療法人社団慈優会九十九里病院 総務部長代理	森 田 悠 介	医療関係者
13	特別養護老人ホーム九十九里園	高 宮 憲 夫	福祉施設代表
14	九十九里町教育委員	川 崎 修	教育関係代表
15	淑徳大学短期大学部名誉教授	亀 山 幸 吉	学識経験者
16	一般公募	篠 崎 健 一	公募による町民
17	一般公募	古 川 明 美	公募による町民

策定経過

日 付	内 容
令和元年 9月 4～20 日	地域福祉に関するアンケート調査の実施
令和元年 12月 18 日	片貝・作田地区 地域懇談会 ワークショップ形式で地域福祉に関する意見交換を実施
令和元年 12月 25 日	豊海地区 地域懇談会 ワークショップ形式で地域福祉に関する意見交換を実施
令和 2年 2月 13 日	第 1 回地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画の概要について ・住民アンケート調査・地域懇談会の結果について ・今後のスケジュールについて
令和 2年 12月 16 日	第 2 回地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画（素案）について ・地域福祉活動計画（素案）について
令和 3年 2月 16 日～3月 8 日	パブリックコメントの実施 ・地域福祉計画（案）に対する意見の募集
令和 3年 3月	第 3 回地域福祉計画策定委員会（書面審議） ・地域福祉計画（案）について ・地域福祉活動計画（案）について

**九十九里町地域福祉計画
九十九里町地域福祉活動計画**

— 令和3～7年度 —

発行：令和3年3月

九十九里町 九十九里町社会福祉協議会

〒283-0195

千葉県山武郡九十九里町片貝 4099

電話 0475-70-3162